



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「満州国」一般会計目的別歳出予算の動向：1932～1942年度
Author(s)	平井, 廣一; HIRAI, Koichi
Citation	經濟學研究, 52(4), 103-132
Issue Date	2003-03-11
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/5999">https://hdl.handle.net/2115/5999</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(4)_p103-132.pdf



# 「満州国」一般会計目的別歳出予算の動向

—1932～1942 年度—

平 井 廣 一

## はじめに

本稿は、1932（大同1）年3月に成立した「満州国」における一般会計の目的別歳出予算を、日本では内閣に相当する國務院傘下の各局部別に1942（康德9）年度まで整理し、その推移を満州国で実施された各分野の政策の変遷と関連付けて概観したものである。

これまで満州国財政を取扱った先行研究としては、浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』（1986年）所収の、疋田康行「財政・金融構造」がもっとも包括的な研究である。

同論文は、日本帝国主義による満州支配を「満州事変期」（1932～36年度）と「日中戦争期」（1937～41年度）、そして太平洋戦争期（42～45年度）の3期に区分し、そのうち「満州事変期」と「日中戦争期」における租税や専売などの歳入確保策の変遷、ならびに一般会計と特別会計の計数的な概観をおこなっている。

そして本稿の検討課題である一般会計の歳出予算に関しては、『満州国史 各論』の「第7編 財政経済」の叙述に依拠しながら、「国防及び治安費」「経済建設費」「国債費」の推移を示して以下の論点を提示する。まず満州事変期では、発足当初の一般会計はなによりも治安維持費に重点を置いたこと、また経済建設費においても、道路事業など治安に関係した支出を中心とすること、続く日中戦争期では、国防治安費が一般会計全体の3割を占め依然として首位を占めつづけること、経済建設費が軍事的な色彩を強めながら相対的に膨張すること、などで

ある<sup>1)</sup>。

疋田論文が提示したこれらの論点は、満州国が総じて「軍事＝警察国家」であり、そのことを裏付ける経費の流れとしては首肯できるが、その推移は財政の基本統計によってもう少し詳しく検討される必要がある。

すなわち本稿では、満州国における一般会計歳出支出の動向を、疋田論文のように『満州国史』に依拠して「国防治安費」「経済建設費」「国債費」の3種類にまとめてしまうのではなく、各年度の『総予算』や『歳入歳出予算各目明細書』などの基本統計にさかのぼって<sup>2)</sup>、満州国政府を構成する中央省庁（総務庁および各部）の目的別経費を分類し、その流れをつかむことを目的とする。そうした作業によって、満州国の歳出を通じた政策的な重点がどこにあるのかを明らかにしたい。

## 1. 中央行政機構の変遷

満州国は1932年3月1日建国宣言をおこない、国号を「満洲国」、年号を「大同」、国旗を「新五色旗」とすることを政府広報で公示し

1) 同書、857～858、904～905頁。

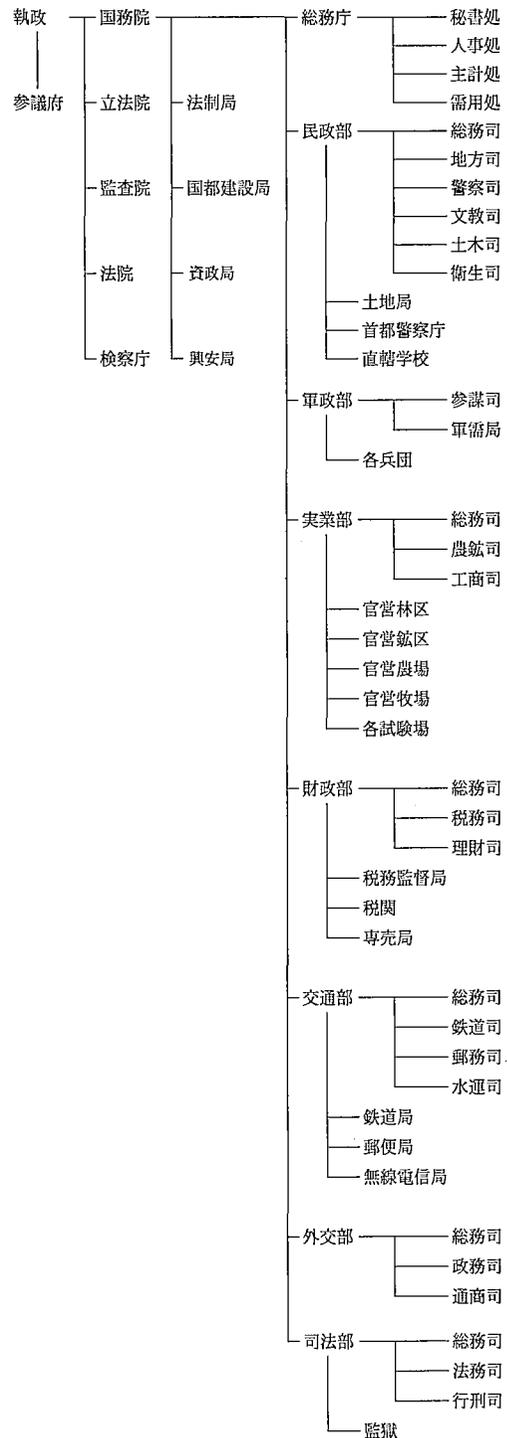
2) 満州国の一般会計に関する各年度の基本統計としては、各年度『総予算』と『予算各目明細書』、並びに『決算書』がある。そのうち『総予算』は各項目の「款」、「項」、「目」が、『明細書』は、さらにその下の「節」までの記載がある。本論文では、1936（康德3）年度を除いて『総予算』を用いて計数を整理した。なお、『明細書』は1933（大同2）、35（康德2）、36（康德3）年度しか入手できなかった。

た。また3月9日に溥儀が執政に就任、10日に長春を首都と定めた。

建国から帝政施行までの満州国中央政府の根拠法は「政府組織法」である。同法は、第1章 執政、第2章 参議府(法律・教令・予算・条約・官吏の任免などに関して、執政の諮問に応じて意見を提出する機関<sup>3)</sup>)、第3章 立法院、第4章 国務院、第5章 法院、第6章 監察院の6章構成となっていた。これらを図示したのが図1で、執政直属の6院・庁のうち、検察庁を除く5院の任務が規定されていた。また国務院管轄下に総務庁及び民政、軍政、実業、財政、交通、外交、司法の7部(図1では32年7月に設置された文教部は記されていない)があり、各部にはさらにいくつかの「司」と付属施設が設けられていた。

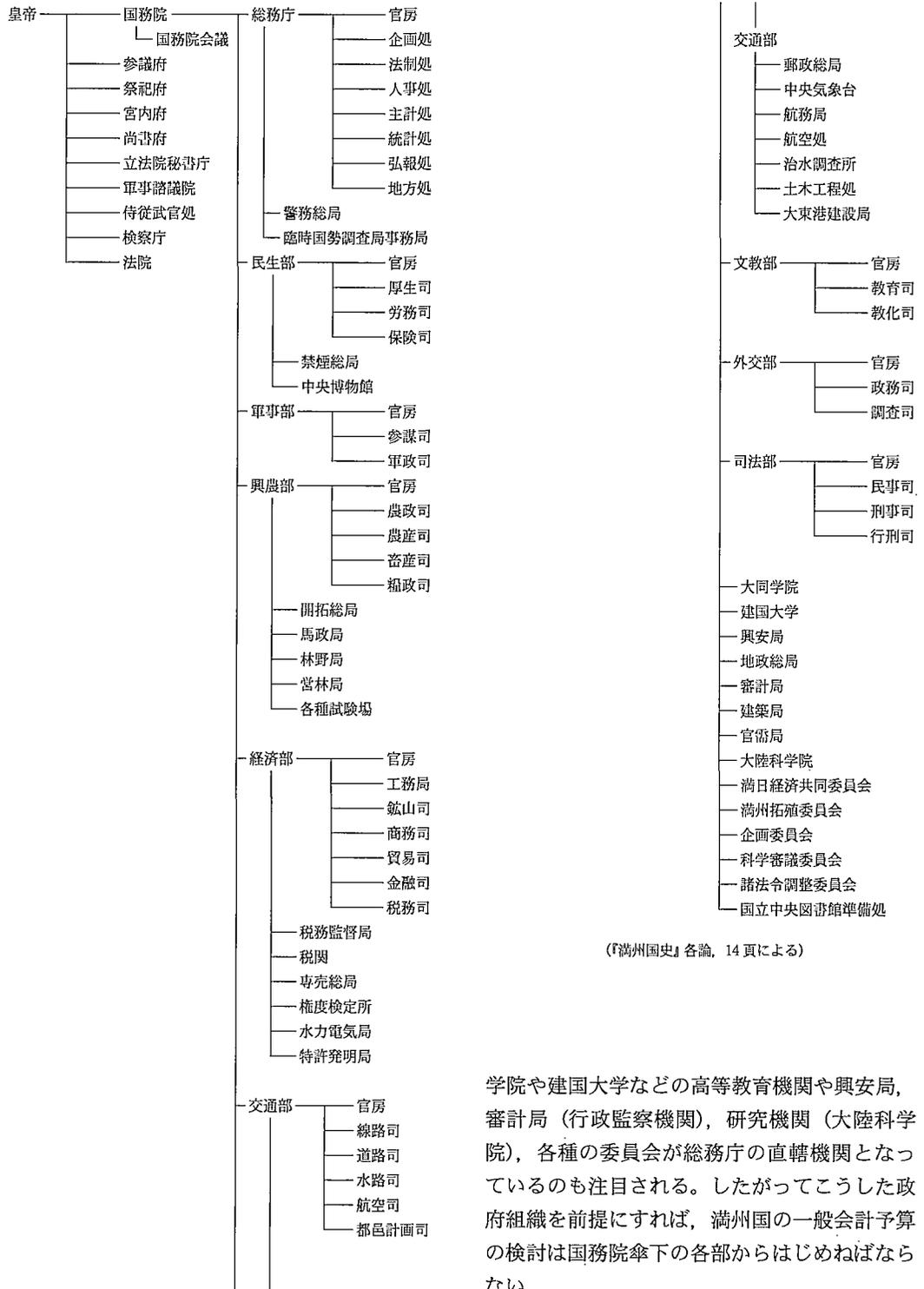
満州国の内閣に相当する国務院傘下の各部局は、1937年7月の治外法権の撤廃と満鉄付属地行政権の移譲を控えて大きく再編された。すなわち、図1にある民政、財政、外交の各部を廃止し、治安、産業、経済の各部を新設することによって、それまでの国務院8部体制が、治安、民生、司法、産業、経済、交通の6部体制となった。さらに、図2が満州国末期の1943(康德10)年4月の政府組織である。国務院傘下に総務庁と復活した財政、外交部を含めて8部があり、図1では実業部に相当する興農部(37年の改革で設置された産業部を改組)が大幅に拡充されていることがわかる。また経済部と交通部の付属機関もその数を大きく増加させた。またこうした各部と並んで、大同

図1 満州国成立直後の中央行政機構



3) 参議府は、形式的には執政の諮問機関であるが、このような性格をもつ組織は、すでに1932年1月22日の関東軍参謀部会議において、元首(溥儀)の行動を「参議府」によって抑制し、実質的には無力な存在にするという目的で設置が考えられていた。また立法院は形式的とし、実際は中央集権機関とするという議会制度の否定とも関連していた。(古屋哲夫「満洲国」の創出(山本有造編『満洲国』の研究』1993年所収)65頁)。

図 2 1943 (康德 10) 年 4 月の中央政府機構



(『満州国史』各論, 14 頁による)

学院や建国大学などの高等教育機関や興安局, 審計局 (行政監察機関), 研究機関 (大陸科学院), 各種の委員会が総務庁の直轄機関となっているのも注目される。したがってこうした政府組織を前提にすれば, 満州国の一般会計予算の検討は國務院傘下の各部からはじめねばならない。

表 1 総務庁(概括)

(1,000円)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937
中央行政機関	2,243 (5.3)	2,691 (6.8)	4,948 (10.9)	2,186 (9.3)	3,344 (6.8)	3,412 (8.8)
教育費	233 (0.5)	195 (0.5)	487 (1.1)	322 (1.4)	627 (1.3)	1,137 (2.9)
地方行政費	12,000 (28.1)					
警察費		4,000 (10.1)			19 (0.0)	69 (0.2)
土木費	290 (0.7)		14,520 (31.9)	7,386 (31.3)	13,490 (27.6)	
特別会計繰入		21,083 (53.1)	11,589 (25.5)	6,873 (29.1)	13,747 (28.1)	12,543 (32.3)
営繕費	2,500 (5.9)	2,950 (7.4)	7,191 (15.8)	4,155 (17.6)	8,775 (17.9)	10,089 (26.0)
国庫準備金	15,000 (35.1)	4,500 (11.3)	4,500 (9.9)	1,500 (6.4)	4,500 (9.2)	4,500 (11.6)
小計	32,266 (75.6)	35,419 (89.3)	43,235 (95.0)	22,422 (95.0)	44,502 (91.0)	31,750 (81.7)
その他とも計	42,698 (100.0)	39,678 (100.0)	45,494 (100.0)	23,594 (100.0)	48,904 (100.0)	38,865 (100.0)

	1938	1939	1940	1941	1942
中央行政機関	5,350 (5.2)	6,419 (4.9)	7,464 (3.5)	8,137 (4.4)	8,567 (3.5)
教育費	901 (0.9)	2,063 (1.6)	3,046 (1.4)	3,240 (1.7)	3,543 (1.4)
地方行政費	15,924 (15.4)	24,826 (18.9)	27,451 (13.1)	37,348 (20.0)	42,419 (17.2)
警察費	2,943 (2.9)	2,952 (2.2)	2,162 (1.0)	1,850 (1.0)	50 (0.0)
土木費	770 (0.7)	2,712 (2.1)	2,099 (1.0)	1,050 (0.6)	1,974 (0.8)
特別会計繰入	39,716 (38.5)	38,862 (29.6)	86,782 (41.3)	52,627 (28.2)	55,169 (22.4)
営繕費	17,768 (17.2)	22,759 (17.3)	21,106 (10.0)	11,882 (6.4)	9,177 (3.7)
国庫準備金	9,000 (8.7)	7,000 (5.3)	9,000 (4.3)	24,000 (12.9)	67,250 (27.3)
小計	92,372 (89.5)	107,593 (81.9)	159,110 (75.7)	140,134 (75.0)	188,149 (76.3)
その他とも計	103,178 (100.0)	131,381 (100.0)	210,275 (100.0)	186,753 (100.0)	246,504 (100.0)

各年度『総予算』により作成。ただし36年度は『予算各目明細書』の数値を用いた(以下表2~表18も同様に作成)。

## 2. 総務庁

まず国務院の中心機構である総務庁<sup>4)</sup>経費の動向を概観する。表1は、『総予算』の各款を取り出してその計数を目的別に分類して合計したものを、表2はその内訳である。

表1によれば、総額は1937(康德4)年度まではほぼ4,000万円台を維持しているが、満州国の治外法権撤廃と満鉄付属地の満州国への移管をひかえて、内局の増加と、地方行政費の

計上や特別会計への繰入金の増加によって38年度以降急激に膨張する。

同じく表1によってその内訳をみると、1934年度から36年度までは土木費と特別会計繰入、そして営繕費が三つの柱となる一方で、土木費は急激にその比重を落としている。そして38年度からは地方行政費が登場して20%弱の比率を維持しつつ、特別会計繰入と営繕費とともに後期の三本柱となる。このうち特別会計への繰入金は、時代が下るにつれて膨張し、41年度は約9,000万円にも達している。また42年度の国庫準備金も巨額である。

さらに表2によって、これらの明細を調べる。まず中央行政機関費は、表1では総務庁全体の予算額の5%程度でそれほどの比率ではないが、参議府、立法院、監察院などが総務庁と同列に並んでいる。すなわち、「組織法」では参議府や立法院は、前述の国務院と並列されて「三権分立」が形式的には保たれているが、予算上は総務庁から独立せずに予算計上されているのである。しかも立法院は1934年度で実質的な活動を終え、監察院は37年度で廃止さ

4) 「国務院文書取扱暫行章程」によれば、総務長官は、国務院に提出される書類を集約、点検できた。すなわち国務院会議にかけられる議案をチェックできたばかりでなく、人事、予算編成権をも掌握していた(前掲古屋論文、68~69頁)。

このことは、いいかえれば、国務院で唯一の国務大臣である国務総理が統轄する行政各部の「機密、人事、主計及び需要に関する事項を処理するために設けられた総務庁に権限を集中することであった。またこの「総務庁中心主義」は、満州帝国解体まで徹底化が迫られた(山室信一「満洲国」統治過程論、前掲『満洲国』の研究』所収、92・98頁)。



表 2 総務庁(内訳)の続き

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942
慰問費	45										
国家承認慶祝費	87										
借品資金国庫負担金	100										
資政局整理費	51										
退職給与金		300	280	90	300	100	350	400			
建国・臨時恩賞処理費			14	15	30	30	28	32	32	48	48
在勤加俸臨時増給費							47	344			
代用官舎借上料補給金							160	100	56	56	52
臨時調整・特別給与金									925	400	1,000
臨時次長設置費											21
中央一般職員訓練所									110	258	209
職員福祉施設費									219	328	445
各種官舎費									157	178	424
官舎敷地収買費										43	
臨時機密碼電室費		16									
臨時國勢調査局										404	347
皇帝訪日記念章費					165						
建国10周年祝典事業費											2,351
特別祭祀費										80	28
委員会費	48	46					25	35	35	28	28
調査費			64	39	216	84	90	180	519	1,295	1,523
憲法起草調査会費		100									
財政経理調査費		20									
熱河物資分配費		57									
物資調整費								62	62	45	45
積欠償還金		1,500									
印刷工廠機器増設費		48	89								
通輸汽車購買費		40									
日滿経済共同委員会費分担金					15	15					
情報及宣伝費					725	224	261	377	230	153	157
特殊宣伝費									387	250	290
建築物管理費		44									
海外駐在費						25					
海外出張費	103		117	70	112	100	50	80	80	90	80
海外調査費							120	87	289	97	113
在外公使館							494	1,444	2,124	2,058	2,558
臨時外交機関設置費							30				
公使館員臨時増置費							43				
聘用吹入支出各費							26	26			
在外加俸臨時増給費							47			69	237
農業理水指導費										35	35
農産増殖費											150
水産増殖費											67
酪農指導所											12
畜産奨励費											57
畜産防疫費											36
防疫及防毒費											104
防疫所											98
馬疫研究費						149					
各種講習及指導費							103		25	75	64
交渉会議費							25	25	10	100	20
一時借入金利息											250
鴉片栽培取締費							50				
防空計画調査研究費							29	78			
国境処理費								198			
治外法権撤廃処理費							29				
行政接受準備費						77					
特別対策費											492
各項支出款	3,009	1,057	867	398	1,558	1,712	2,148	5,988	14,065	8,024	8,447
各項発還及欠損補填							2	2		2	2
総務庁所管合計	42,698	39,678	45,494	23,594	48,904	38,865	103,178	131,381	210,275	186,753	246,504

れてしまう(廃止後38年度からは審計局が同様の業務を担当)。行政権の圧倒的優位としての、いわゆる「総務庁中心主義」の貫徹である。

総務庁の外局では、建国当初は、法制局と国都建設局が、1934年度からは新たに統計処と恩賞局と国道局が登場するが、40年度まで継

続して予算が計上されるのは恩賞局だけである(表2参照)。さらに1938年度からは、前年7月の行政改革によって、あらたに興安局・内務局・外務局が加わる。要するに、予算という面からいえば、総務庁所管の中央機関は、37年の行政改革の前後で大きくその姿を変え、後

期は各部に分属していた行政組織が総務庁に集中してくるのである。

教育費も比率としては小さいが、大同学院、建国大学、大陸科学院など、総務庁が直轄する教育機関がこの予算で賄われている。もちろん本来の文教行政は総務庁とは別の中央官庁である文教部（1937年に民政部とともに廃止されて民生部として再編される）が担当するが、総務庁がこれらの3教育機関を直轄したのはいずれも満州国にとって重要な高等教育機関だったからである。

まず大同学院は、1932年7月、新京に旧資政局訓練所を引継いで設置された満州国官吏の養成学校であり、建国大学は、1937年8月に建国大学令によって新京に創設され、翌38年5月に新入生150名で開学した国務総理大臣直轄の大学で、政治・経済・文教の3学部をもっていた。

また大陸科学院も、建国大学と同様国務総理の直轄研究機関として1935年3月、新京に設立された。同院は、「科学を国家目的に活用し、これに計画性をもたせた」とされるように支配政策に対応した研究機関であり、文科系の研究機関である建国大学とセットになって「自然科学の総合研究を担当した<sup>5)</sup>」。同院には、農産・林産・畜産・生物・有機・無機・電気科学、燃料・冶金・機械・動力・上下水・土木・建築・土性科学の各研究室が所属し、1937年からはビタミンB<sub>1</sub>の研究で著名な鈴木梅太郎が専任院長に就任した。

これらの経費のうち、大同学院と建国大学費が30年代末から急速に伸びている。大陸科学院は、総務庁経費としては創設時から37年度までしか予算計上がなく、38年度以降はなにかの科目に統合されてとみるのが妥当であろう。

次に地方行政費の検討に移る。表1では、

同費は、38年度以降特別会計への繰入金に次いで金額が大きく、固有の経費としては最大の項目である。その内容は表2のように、「省公署」「市県公署」「旗公署」などの地方各級機関に対する財政補助金が大部分である。

満州国は、建国直後の1932（大同1）年3月9日、国民政府時代の省長官（または省長）をその職に在任のまま中央政府の要職を兼務させた。すなわち、奉天省長であった蔵式毅が民政部総長に、吉林省長の熙哈は財政部総長をそれぞれ兼務した。また同日「省公署官制」を公布し、省政府を省公署に改めた。この場合、省公署は満州国中央政府と地方行政機関である「県公署」との中間機関であり、省長は国務総理及び各部総長の指揮監督を受けるとともに、省公署の下部機関である総務、民政、警務、実業、教育の5庁を指揮監督した。

また国民政府時代には、「省庫金」で独立財政を維持していた省財政庁が、建国とともに廃止されて省の歳入が満州国中央政府に帰属することになり、中央政府が省の経費を支弁することになった。さらに32年7月には国税徴収機関としての税務監督署が各省公署所在地とハルビンに新設されて財政部の直轄として税捐局（日本の税務署に該当）を監督した。地方政府の中央直轄化が進行したのである。

「省公署」費の内訳は、同費が総務庁費として復活した1938年度をみると（『総予算』）、「特任」（日本の親任官に相当）、「簡任」（同勅任官）、「薦任」（同奏任官）、「委任」（同判任官）の各俸給、と「特別津貼」（特別手当）と「弁公費」（その大部分は「用人費」と「庁費」）であるから、同費は省庁以下の地方行政官の俸給と官庁経費を賄っていたと考えられる。

省の下級地方行政機関は「市」および「県」である。このうち市は、建国当初は新京と哈爾濱を中央政府直轄の特別市に、奉天、吉林、斎斎哈爾を省長の監督下にある普通市とした。また県については、32年7月に「県官制」を公布し、県長は省長の指揮監督下に入るとし

5) 『満州国史』各論、1127頁。

表 3 総務庁特別会計繰入内訳 (1,000円)

	1937	1938	1939	1940	1941	1942
国債整理基金	12,407	12,924	12,324	13,324	2,000	
備品	135					
恩給			2,848	2,577	4,086	6,627
政府職員共済		429	1,181	1,337	1,111	2,607
科学試験事業		1,695	2,708	3,292	3,300	3,510
地方財政調整資金		24,667	19,800	44,000	21,047	42,425
北辺振興				22,250	21,000	
国有林事業					82	
計	12,543	39,716	38,862	86,782	52,627	55,169

た<sup>6)</sup>。

「省公署」費と同様に、1938年度の「市及県公署」費の内訳を調べると、「簡任」「選任」「委任」の各俸給と「特別津貼」、及び「弁公費」であり、省公署費と同様に市や県に対する官吏の俸給と庁費が中央官庁である総務庁から支出されていることがわかる。

省公署費が民政部の廃止に伴って総務庁に移管される前年の1937(康徳4)年1月には、「省地方費」の新設という重要な地方制度改革がおこなわれた。すなわち、満州国の説明によれば、「治安確立し財政的方面に於ても又産業方面に於ても整備発展した富裕な県市は自力更正の力を有するに反し、治安不良、産業不振の地方は疲弊するにまかせるといふ有様で国内産業文化の建設、進展の状態は著しく跛行的となり、南満と北満、都市と農村に於ける社会経済上の欠陥は益々増大され」「管下各県市財政の調整を期することはできない」のである。

そこで、第1級地方団体である「省」に財政的権限を付与し、財政力の面で格差のある省内の県市の財政調整機能をもたせようとした。具体的には、中央財政から支給されていた国庫補給金(省公署費)に加えて、それまで県市の収入であった糧捐(穀物生産税)及び国税付加税の大部分を省に移管し、それらの収入を窮乏化する県市財政に手厚く分配しようとしたので

ある<sup>7)</sup>。ただし、省の歳入全体では国庫からの補給金が大部分を占めており(37年度では2,700万円で約82%<sup>8)</sup>)、中央財政からの支援が重要な意味をもっていた。

こうした点を念頭において、再度表2の総務庁経費内訳に戻ると、1938年度の省公署費は830万円台であるが、翌39年度からは1,000万円の大台を突破しており、1940年度からの市県及旗公署費の膨張とともに、地方行政費膨張の最大の要因となっていることがわかる。この中身はさきに見たとおり、官吏の俸給と庁費である。

こうした中央-地方財政間の財源調整はこれ以後もさまざまな形で試みられた。37年12月には「地方財政調整資金特別会計」が設置されて、同会計から各省の財政力に逆比例した資金が繰入れられた。ここで表3によって、1937年度以降に総務庁からの各特別会計繰入れの推移をみれば、1940年度から同特別会計には多額の資金が繰入れられており、特に42年度は総額の約80%が同会計への繰入れとなっている。

地方財政の一層の逼迫に直面した政府は、1940年12月に、日本では一足先に導入されていた「地方分与税制度」を採用した。この制度は国税を徴収する税捐局(税務署)が、それを徴収した地域の省、市県旗に交付するとい

6) 以上、省と市県に関する説明は、『満州国史』総論、436～438頁によった。

7) 「省地方費の大要」(国勢パンフレット第6輯)1937年、3～5頁の説明による。

8) 同上書、10頁。

表 4 民政部(概括)

(1,000円)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937
本部及び外局	1,143 (26.7)	1,289 (5.3)	1,233 (3.9)	717 (3.4)	1,537 (3.8)	1,712 (2.7)
地方行政費		12,870 (53.0)	10,394 (32.5)	6,265 (29.4)	16,393 (40.9)	22,911 (35.8)
警察費	3,000 (70.0)	7,760 (32.0)	14,165 (44.3)	7,079 (33.2)	16,772 (41.9)	16,159 (25.3)
土木費		105 (0.4)	704 (2.2)	847 (4.0)	1,837 (4.6)	17,778 (27.8)
衛生費	116 (2.7)	200 (0.8)	787 (2.5)	576 (2.7)	1,066 (2.7)	1,093 (1.7)
阿片対策費		169 (0.7)	43 (0.1)	20 (0.1)	199 (0.5)	61 (0.1)
小計	4,259 (99.4)	22,393 (92.2)	27,326 (85.4)	15,504 (72.7)	37,804 (94.4)	59,714 (93.4)
その他とも計	4,284 (100.0)	24,280 (100.0)	32,009 (100.0)	21,333 (100.0)	40,059 (100.0)	63,965 (100.0)

うものであったが、依然として地方財政の窮迫は克服されず、翌41年1月には政府は、「省及び市県旗行政機構の整備要綱」「地方財政確立要綱」を制定し、(1)地方財政の計費負担の再検討、(2)地方団体の基本財産の積極的造成、(3)税収増加、(4)国有林事業特別会計から交付金の支出、(5)地方財政調整資金の配分の合理化を図った<sup>9)</sup>。満州国後期には、まさに地方財政の調整が支配の深化にとってきわめて重要な問題となって浮上するのである。

警察費は、建国から37年度までは次にみる民政部の所管であり、1938年度以降は、佳木斯(ジャムス)を中心とする三江省および興安省など満州北部地方の治安工作費が中心である。また民政部が廃止されてからの同費は、新設の治安部の所管となる。

土木費としては、国道建設及び治水事業費が大部分で、34年～36年度に700万円～1,400万円が計上されている。道路建設は治安の維持と産業開発に極めて重要な役割をもつことはいうまでもなく、満州国は建国後、総務庁に国都建設局を設置して新京を100万都市として建設する計画を立てた。さらに33年3月には同じく総務庁に国道局を設置して満州国全域の道路、河川、港湾、水道、下水、軍事用給水などの事業を管轄した。そのうち道路については、満州国は1932年に国道局特別会計を設置して道路建設を促進するが<sup>10)</sup>、一般会計が負担分

については、38年度以降交通部が所管した(後述)。そのために総務庁経費としての土木費は急速に比率が低下する(表1)。

特別会計への繰入金では、先に述べたように地方財政調整資金特別会計と北辺振興会計への繰入れが大きい(表3)。その他の経費で主要なものは、39年度からの協和会補給金と37年度からの地租改正の準備としての地籍整理事業費などがある(表2)。

### 3. 民政部

次に民政部予算を検討する(総務庁と同様、概括が表4で内訳が表5)。同部は、1932年3月9日公布の「國務院各部官制」に基づいて設置された中央行政機関で、総務、地方、警務、衛生、土木の5司からなり、日本の内務省に該当する部局である。この組織編成に対応して、表5では、民政本部と「土木」および「土地」の2内局の他に、行政費として地方行政、警察、土木、衛生、阿片対策、及びその他に区分してまとめた。

まず表4で全体の動向を見ると、36年度までは地方行政費と警察費が2大経費であったが、37年度は土木費が加わってこの3分野で民政部費のほとんどを占めるようになる。

地方行政費の細目は、表5によれば「省及び北満特別区公署」と「県・市公署」、及び断続的に計上される省・県・市への補助金が大部分を占める。総務庁の箇所でもふれたように、満州国の地方財政制度は、省・市・県・旗・街村という各級があり、同表の「省公署」は、総務

9) 『満州国史』各論、182～183頁。

10) 同上書、942頁。

表 5 民政部 (内訳)

(1,000 円)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937
<b>本部及び外局</b>						
民政本部	1,042	1,113	1,074	635	1,219	1,258
土地局	101	176	159	82	318	
土木局						454.
計	1,143	1,289	1,233	717	1,537	1,712
<b>地方行政費</b>						
省及び北滿特別区公署		4,703	4,369	2,898	5,787	6,196
省行政費補給金						4,192
県・市公署			5,708	3,235	4,572	10,022
県・市費補助		5,769			5,895	
旗務費		174				
熱河各地方庁		147				
地方教育費		2,077				
北滿特別区市政費			124	63		
地方財務監察費			35	36	72	
地方制度改編準備費			158			
県廳合辦備費				33	67	
街村育成費						571
地方税整備基金						1,535
特別市行政費補給金						280
興安省市県費補給金						115
計		12,870	10,394	6,265	16,393	22,911
<b>警察費</b>						
警察費	2,200	3,389	10,165	5,099	8,955	7,045
首都警察費	800	875				
中央及地方警察学校		87			524	
地方警察費		3,316				
熱河司法費			93			
治安維持会費			4,000	1,800		
警備用通信施設費				180	658	988
警備船隻備費						500
警察官教育費						629
臨時警備費					6,635	6,930
軍事援護費						67
計	3,000	7,760	14,165	7,079	16,772	16,159
<b>土木費</b>						
土木維持費		105	185	92	184	
地方土木事業費			519	755	1,653	10,081
特殊道路事業費						7,697
計		105	704	847	1,837	17,778
<b>衛生費</b>						
防疫費		55				97
檢疫費		145				
衛生費			787	576		
医院費					284	
公医費					270	
伝染病予防費	116				233	181
医療施設費補給金						567
衛生技術廠					279	248
計	116	200	787	576	1,066	1,093
<b>阿片対策費</b>						
戒煙所					138	
鴉片栽培取締費					61	61
煙癮者治療施設費		130				
臨時禁煙指導局		39	43	20		
計		169	43	20	199	61
<b>その他</b>						
補助費	1,034	3,192	4,787			1,661
調査費	77	288	127	159	18	
機密費	150	162	130	261	285	
建築物保管費	3					
災害善後工程費	370					
行政事務講習費	23					
文化機關費	104					
難民救済費	30	50	50	74	75	
都邑計画処理費			76	133	131	
水調査費						298
各種事業費補助					182	
地籍整理費					201	
臨時拓務費						358
講習及指導費			57	36	70	69
治外法権撤廃準備費						34

	1932	1933	1934	1935	1936	1937
各項支出款	24	88	925	614	1,173	1,308
各項発還及欠損補填					2	2
民政部所管合計	4,284	24,280	32,009	21,333	40,059	63,965

庁所管である「省公署費」を引継いだ経費である。

このうち、1937年度の「省行政費補給金」の内訳をみると、「行政費補給金」2,844千円をはじめ、「集團部落建設資金県債利息補給金」152千円、「部落防護施設費補給金」600千円、「県官舎營繕費補給金」35千円、「県弁公費補給金」560千円と続き<sup>11)</sup>、いわゆる地方行政への交付金が大部分を占めている。

次に警察費の検討に移る。満州国の警察制度は、中央では、1932年3月の建国と同時に民政部に警察司(初代司長:甘粕正彦)が置かれ、警察行政の方針も具体化された。すなわち、同年5月25日の院令第3号「警察管轄権の帰属に関する件」、および「満州国警察建設要綱」がそれである。

まず前者は、(1)満州国の警察権は中央政府が管轄する、(2)首都警察は、民生部大臣が直轄する、(3)従来市長の管理下に置かれていた奉天、營口、錦州、斎斎哈爾、安東、吉林などの警察は、省長の指揮監督下に入る、(4)各県の警察は県長の指揮監督下に入る、と規定し、都市警察は省長が、地方=県警察は県長がそれぞれ担当するとした。

次に、後者の「要綱」は、(1)新京、奉天、吉林、斎斎哈爾、安東、營口、錦州における省長直轄の「警察庁」の設置、うち新京は民生部総長直轄(=首都警察庁)、(2)各県長による県警察の指揮監督、(3)ソ連赤軍、中国共産党、日本共産党への警戒。具体的には「北滿特別区」(北滿鉄道付属地)の嚴戒と、特殊警察網の組織、(4)遼河、鴨緑江、松花江の水上警察の整備、(5)

11) 『康徳4年度総予算』84~85頁。

警察幹部学校の設置、(6)鉄道総管理処の新設による鉄道警備組織の統一、(7)国境監視隊、沿岸警備隊の新設、などを内容とした。この要綱で留意すべきは、警察組織の中央集権化を図るために、都市警察を各省の直轄とし、いわば治安維持のモデルケースとして位置付けたことである。

この「要綱」の発表と前後して、首都新京と地方警察の拡充が急速に進んだ。先ず32年3月の「省公署官制」によって、奉天、吉林、黒龍江の3省に「警務庁」が設置された（翌33年5月熱河省も設置）。32年6月には新京に「首都警察庁」（10月には長春県全域を管轄下に治める）が、奉天、吉林、安東、斎斎哈爾、延吉の5主要都市に「警察庁」が設置された（33年哈爾濱、35年承德、錦州、佳木斯、黒河、36年ハイラル、37年撫順、遼陽、鞍山、鉄嶺、牡丹江、四平街、營口、39年本溪湖、40年阜新）。次いで34年12月には地方制度の改正により省は10となり、それぞれに警務庁が設置された。

こうして省警察（＝「警務庁」）および都市警察（＝「警察庁」）が整備されたのと並行して、省の下級行政機関である県の警察機構も整備された。1932年7月5日に「県官制」を公布して県公署に県長の補佐機関として「警務局」を設置し、その下に「警察署」を置いて管内の警察業務を執行させた。

以上の、「警務庁」－「警察庁」、「警務局」－「警察署」という制度を予備知識として、表5にある民政部所管の警察費の推移をみよう。同費は、1933年度に340万円が計上されているが、翌34年度には突如として1,000万円を突破している。その理由は、同年度の『歳予算』をみると、表2の1934年度の警察費には前年度に独立していた「地方警察費」が含まれているからである。ちなみに同年度まで約90万円あった「首都警察庁」費は、どこに統合されたのかは不明である。

ではこれら民政部所管の警察費はどの機関に

対して支出されたのか。33年度の『予算明細書』には、警察費の支出機関として、満州里、山海関など7つの国境警察隊と海辺警察隊、營口移動警察隊、哈爾濱警察総体が、地方警察費は、①奉天省内の瀋陽（奉天の誤りか）警察庁ならびに奉天警察練習所、同情報処、奉天警察第1・第2大隊、鴨渾・遼河両水上警察局、②吉林省内の会警察庁、同警察練習所、同水上警察局、③黒龍江省の龍江省会公安局、同警察練習所があげられている。

このうち国境警察隊とは、不正入国や密輸の取締を任務とする部隊である。また海辺警察隊も營口に本体を置き、海辺の警戒、不正入国や密輸の取締を任務としていた。

ということは、満州国警察の実働部隊として、各省に設置された「警務庁」、奉天を除く「警察庁」、並びに各県の「警務局」の経費は中央機関である民政部の経費ではなく、おそらく省や市、そして県以下の地方財政の負担になっていると推測できる。

1936年度からは「臨時警備費」が約700万円加わって民政部所管警察費は大膨張する。その内訳を同じく36年度の『明細書』で追うと、「県臨時警察費」190万円、「県警察隊費」330万円、「武器買上費」38万円、「治安維持会費」97万円、などとなっており、県警察費が圧倒的である。したがって同年度から満州国はそれまで地方財政である県の負担に帰していた警察費を肩代わりすることになり、この制度は1937年度で民政部が廃止されて翌38年度からは警察費が軍政部の所管になって以降も継続する（表3の軍政部経費を参照）。

さらに37年の行政改革で民政部は廃止されて、警察費は治安部へ、土木費は特別会計に、地方行政関係費は基本的に総務庁に移管されることになる。例えば、地方行政費は、総務庁所管の県公署、県市補助となる（表1）。

こうした地方財政への補助は、廃止前の民政部所管の警察費や土木費にも該当し、例えば表5で1937年度の警察費7,045千円のうち、省

表 6 軍政部 (概括)

(1,000 円)

	1932		1933		1934		1935		1936		1937	
本部及び外局	1,320	(4.0)	1,642	(3.9)	2,701	(4.6)	1,314	(4.1)	1,622	(2.2)	1,494	(1.9)
陸海軍費	28,680	(86.9)	35,240	(84.0)	38,497	(66.1)	20,007	(62.2)	38,959	(53.0)	39,776	(49.6)
国防費分担金					9,000	(15.4)	5,000	(15.6)	19,500	(26.5)	19,500	(24.3)
鉄道警備費												
討伐・警察費	2,600	(7.9)	2,885	(6.9)	1,510	(2.6)	2,400	(7.5)	3,692	(5.0)	7,804	(9.7)
小計	32,600	(98.8)	39,767	(94.8)	51,708	(88.7)	28,721	(89.3)	63,773	(86.7)	68,574	(85.5)
その他とも計	33,000	(100.0)	41,967	(100.0)	58,272	(100.0)	32,150	(100.0)	73,539	(100.0)	80,170	(100.0)

	1938		1939		1940		1941		1942	
本部及び内局	1,258	(1.1)	3,355	(2.4)	1,946	(1.1)	3,562	(1.6)	1,858	(0.8)
陸海軍費	44,596	(39.9)	51,229	(37.2)	74,339	(41.1)	78,833	(35.7)	81,617	(34.6)
国防費分担金	19,500	(17.4)								
鉄道警備費	9,306	(8.3)	13,052	(9.5)	15,735	(8.7)	18,682	(8.4)	20,908	(8.9)
討伐・警察費	28,487	(25.5)	50,622	(36.8)	67,884	(37.5)	85,335	(38.6)	73,752	(31.2)
小計	103,147	(92.2)	118,258	(85.9)	144,734	(88.3)	176,393	(84.3)	165,187	(75.4)
その他とも計	111,904	(100.0)	137,661	(100.0)	181,010	(100.0)	221,111	(100.0)	236,219	(100.0)

警察費補給金は1,978千円<sup>12)</sup>で約3割,土木費総額17,778千円中地方土木費は10,081千円で6割にも上っていた。したがって民政部は,警察や土木事業を含めて地方財政に対する補助を主たる任務としていたといつてよい。

#### 4. 軍政部

まず軍政部の歳出全体を示す表6をみると,同部費の柱となっているのは,陸海軍費と討伐・警察費であり,その他には34~38年度に国防費分担金が,38年度からは鉄道警備費がかなりの額にのぼっていることがわかる。

次に表7によってその内訳を見る。先ず軍政本部は,1932年3月9日に軍政部官制が公布されて正式に発足した。ただ,満州国は新京を首都として各中央行政機関を置いたが,関東軍指令部が奉天にあった関係で軍政部も奉天に置かれた。発足当初の軍政部は,総長に馬占山,顧問部に多田駿(後述)を充て,参謀司と軍事司の2司,及び馬政局の2司1局体制を採っていた。しかし馬は満州国に反旗を翻したため,その討伐作戦後の8月3日,総長に張景

恵國務総理を兼任として充て,その前月に軍政部も新京に移動した。

陸海軍費の中では,海軍費は38年度限りとなるため,陸軍費すなわち満州国軍の経費がほとんどである。ここで満州国軍の軍制の沿革を整理しておく。

満州国は建国直後の1932年4月15日,「陸海軍条例」(軍令第1号)及び「警備担任区域」(軍令第2号)を制定して国軍の制度的基礎を固めた。その編成は,(1)奉天,(2)洮遼,(3)吉林省,(4)黒龍江省,(5)興安の5警備軍と江防艦隊の6部編成であり,その兵力は14万とされていた。しかし,満州事変以前に張学良下にあった旧軍隊で,これら国軍に編成された以外の勢力は総数36万といわれ,反満抗日軍となって満州国に抵抗した。またこれら国軍も指揮命令系統は乱れ,満州国-関東軍にとってその整備は緊急の課題となった。

そこで満州国と関東軍は同年4月13日,軍政部に多田駿大佐以下4名を,奉天省をはじめとする各警備軍に1~7名の軍事教官をそれぞれ配置し,顧問としてその指導に当たらせることにした。

同月29日,満州国軍最高顧問として着任した多田は,関東軍司令官から「顧問と軍事教官を統轄指揮して満州国軍の建設を援助指導し,

12) 同上書,71頁。

表 7 軍政部 (治安部) (内訳)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942
本部及び外局											
軍政本部	1,320	1,085	1,373	594	1,189	1,189	1,258	2,665	767	1,598	1,331
馬政局		557	1,328	720	433	305		357	652		
指紋管理局								333	527	479	527
測量局										1,485	
計	1,320	1,642	2,701	1,314	1,622	1,494	1,258	3,355	1,946	3,562	1,858
陸海軍費											
陸軍費 (軍事費)	28,080	34,532	35,685	18,205	36,415	38,253	41,535	46,920	58,932	69,133	77,117
海軍費 (江防費)	600	708	1,131	666	1,392	1,402	1,408	1,694			
艦艇建造費			1,681	1,136	1,152		1,517	2,615			
艦艇兵器改装費						121	136		237		
兵舎整備費									7,000	4,500	4,500
築城費									8,000		
特別演習費									170		
国兵制度普及費										200	
計	28,680	35,240	38,497	20,007	38,959	39,776	44,596	51,229	74,339	78,833	81,617
国防費分担金			9,000	5,000	19,500	19,500	19,500				
鐵路警備費							9,306	13,052	15,735	18,682	20,908
討伐・警察費											
討伐費	1,800	1,385	510	1,300	2,600	2,500	2,500	2,490	2,000	4,000	4,000
部隊整理費	800	1,500	1,000	1,100	1,092	1,062	331	8,552	9,700		14,727
治安隊費						4,242	4,210				
首都及各警察庁							3,961	3,318	3,714		
警察本部										1,255	1,438
省及県旗警察費							4,818	7,274	8,470		
警務費 (警察費)							2,640	3,066	3,398	12,814	14,407
海上警察隊							1,062	963	1,012	1,013	1,059
臨時警備費							6,033	21,413	34,943	32,290	24,714
警察官教育費							1,207	1,228	1,518	1,023	1,008
警備用通信施設費							1,225	1,663	429	517	715
部隊移駐費							500	300	450	690	
特殊工作費								355	250	250	200
治安肅正工作費									2,000	3,100	3,036
特別警備費										5,476	
部隊充備費										22,192	
警備費										386	
武装団体武器整備費										69	146
特殊警備費											8,052
特殊部隊充備費										250	250
計	2,600	2,885	1,510	2,400	3,692	7,804	28,487	50,622	67,884	85,335	73,752
資材整備費									6,500	1,851	4,493
臨時事件費									300		
軍需監察諸費										35	50
特殊整備費											2,000
測量費		200	250	480	975	1,040	1,200	1,250	1,464		1,305
特殊測量費										465	740
地図費			91	33	50	50	50	50			
辺防費				1,000	3,030	3,000	3,000				
糧秣廠整理費	400										
馬事調査費			99	70	64	70		64	86		
種馬費					436	855		1,913	3,749		
賽馬費					836						
種馬場用地買取費								50	435		
臨時種馬育成費								570	964		
馬廠									484		
馬事技術員養成所									99		
馬疫防止費						223		392	945		
日本馬入植費									2,497		
遊蹄改善費								23	164		
馬事奨励費								13	176		
防空通信施設費								400	200	200	
防空通信網整備費											400
滿州防空協会費補助							65	70			
防空施設補給金								349			
防空施設費									298		
国境整備費										35,000	31,000
国境整備通信費											500
管轄費			5,500	1,040	3,757	5,200	4,350	13,581			

表 7 軍政部 (治安部) (内訳) の続き

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942
北支事件費								300			
水陸設備費								297			
森林警察隊											8,778
戸口調査費									200		
保甲費									20		
満州国軍人後援会補助								50	400		
満州国傷痍軍人会補助											45
日満軍人会館費				38							
特別対策費											4,897
調査費							25				
地方警備機関調査費								20			
各項支出款		448			618	1,153				2,013	3,033
軍政部 (治安部) 総計	33,000	41,967	58,272	32,150	73,539	80,170	111,904	137,661	181,010	221,111	236,219

関東軍に協力して国内の治安警備に遺憾なからしむ」こと、「満州国軍の指導にあたっては、北方国境方面の情勢に鑑み、当分の間吉林省北部に重点を置いて関東軍の背後を安全にして軍の作戦を容易にして国内の治安警備に任ずべし」との訓示を受けた。

また国軍に対する具体的な指導方針は多田に一任されていたため、多田は「満州国軍整備要綱」を策定し、「独力で匪賊討伐のできる軍隊にする」との目標を掲げた。そして国軍の総兵力は将来 6 万に縮小し、歩兵および騎兵の 2 種による治安維持を目的とする国内警備専用の軍隊とする」との建軍構想を示した。この要綱は翌 33 年 9 月に日本の参謀本部によって「満州国陸軍指導要綱」として関東軍に指示された。

同「要綱」は、その方針として、「満州国陸軍は在満帝国陸軍 (関東軍) 指揮官の常時実質的把制の下に同国内治安の維持に任じ帝国国防の補助的要素たらしむ」と位置付けた。また要項としては、総兵力 6 万を標準とし「戦時帝国の使用すべき重要鉄道の保護は満州国陸軍に委すことなし」と述べて鉄道警備を任務としなかった。さらにその装備は歩兵と騎兵を主とし、戦車、重砲、航空機、ガス兵器などは保有しないとした。

要するに満州国軍は、関東軍に従属した国内の治安維持を任務とする軍隊として位置付けられ、重火器を保有しない部隊編成であった。と

はいえ、軍政部の指導下にあった国軍は奉天省軍の一部にすぎず、地方国軍の掌握は以後の課題として残された。さらに、国軍に対して支払われる軍費は、満州国財政そのものが未だに確立していないために分割して支給される有様で、予算としては初年度 3,000 万円を計上することになっていたが、実際の配備兵力である 12, 3 万の兵力をまかなうことは容易ではなく、整備、教育訓練、機関の配備などは財政上不可能であった。

1934 年 3 月、満州国の帝政実施を契機に、国軍はその性格を大きく変えることになる。すなわち、同年 12 月には菱刈隆の後任として関東軍司令官に就任した南次郎は、翌 35 年 12 月、参謀総長載仁親王から「満州国陸軍指導要項」の改正に伴う指示を受けた。

その方針は、「国軍はその主力をもって国内の防衛及び後方の警備に、またその一部をもって外征に任じ得る実力を養成する」として、(1) 国内防衛の担当、(2) 戦時後方警備 (要地防衛・鉄道守備・輸送護衛) の担当、(3) 蒙古騎兵等一部兵力の外征配備、を明記した。これは、国内治安維持を任務とするという従来の方針が、対ソ戦を視野に入れた対外的な任務をも念頭に置くというかたちに転換されたことを意味する。

ここでもう一度表 7 をみよう。すでにふれたように、陸軍費は毎年総額 3,000 万円を基準としていたが、建軍 2 年目の 1933 年度からすでに 3,000 万円を突破し、1937 年度には 4,000

万円近くに膨張し、その後も急速な伸びを示している。1940年度の同費が一挙に5,800万円にも急増しているのは、おそらく前年5月に勃発した「国軍にとっては最大の戦争<sup>13)</sup>」といわれたノモンハン事件の影響であろう。

こうした純然たる陸軍費の他に、37年7月には、治外法権の撤廃を控えて、軍政部はその名称を治安部と変更するとともに、従来の民政部警務司を吸収して治安部に警務司を置いて「軍警統一」を確立した<sup>14)</sup>。これに伴って、38年度から民政部経費を引き継いで警察・討伐費が毎年度4,000～5,000万円計上された。鉄道警備費も同年度以降少なからざる額が支出された(表7)。

これ以外の経費では、馬政費や防空費がある。前者については、満州国は軍事と産業の両面で馬政の重要性を認め、1933年に「馬改良計画要綱」を決定し、その施行機関として馬政局を設置した。「要綱」の概要は以下のとおりである。

第1 〈方針〉 馬の改良は軍事上の要望を満たすとともに、交通、産業の開発に強固な基礎を与えることを主眼とする

第2 〈目標〉 体高1.45メートルを標準とし、体幅がこれに伴う小格輓駄馬(荷馬)を主とし、一部の優良乗輓馬を得るように改良を加え、45年後には民有馬のうち少なくとも200万頭の改良馬を保持

すなわち馬産の改良をうたっているが、具体的には国立種馬場を主要馬産地に設置した他、1937年には索倫に20万ヘクタールにも及ぶ国立種馬育成牧場を新設した。同表でも種馬費は馬政局の経費をはるかにしのいでいる。

最後に「国防費分担金」制度の変遷を整理しておくのと以下ようになる。

建国直後の1932年3月6日締結されたい

わゆる「本庄・溥儀秘密協定」は、その第1項「日本に国防及び治安維持を委任し、その所要経費は満州国で負担する<sup>15)</sup>」と規定し、この経費が分担金の淵源である。

またその金額について、1934(昭和9)年1月の時点では、関東軍参謀総長は陸軍次官宛に、同年度(満州国の財政年度では康德1年度)では1,000万円、以後5年間は毎年500万円増加を目標とし、第6年度以降はあらためて満州国と日本陸軍が協議することを提起したのに対して、陸軍次官は、康德1年度2,000万円、以後毎年少なくとも500万円増加と第6年度以降は既定方針に基づいてさらに協議することを主張した<sup>16)</sup>。

その後、同年7月2日付満州帝国国務総理鄭孝胥から関東軍司令官 菱刈隆宛「共同国防費分担に関する件」では、分担金額は「前年度一般会計総予算の1割を標準とす 但し戦時又は非常時に於ては協議の上前項の負担額を増減することあり」とされ、具体的には、同日付の満州国国務院総務庁長遠藤柳作から関東軍参謀総長西尾寿造宛電文によると、軍政部所管経費として国防費分担金900万円、築造費400万円、総務庁所管経費として国有財産整理資金特別会計繰入100万円、合計1,400万円が計上された。これに対して菱刈と西尾は、7月7日にそれぞれ鄭と遠藤に対して了承の回答を与えている<sup>17)</sup>。

さらに昭和10年5月22日付の関東軍参謀長から陸軍省次官宛電文では、康德2年度と3年度の分担金について、前者は550万円としてそのうち50万円を軍用地提供の財源とするために一般会計より国有財産整理特別会計に繰入れることとし、後者の予定額は2,050万

15) 『満州国史』総論、336頁。

16) 昭和9年1月24日付及び1月25日付の電文(自昭和9年9月13日至10月11日(『陸満密綴』第17号))。

17) 同年7月2日付及び7月7日付電文。上同資料所収。

13) 『満州国史』各論、254頁。

14) 小澤親光『秘史 満州国軍』(柏書房、1976年)、94頁。

円、うち100万円を同特別会計に繰入れるとしている<sup>18)</sup>。そして、表3では、その決定のとおり康徳1年度は900万円、2年度500万円、3年度1,950万円が計上されている。

こうして分担金は康徳3～5年度にかけて毎年1,950万円ずつ支出されたが、表6によれば、同費は1938(康徳5)年度で打ちきられている。この理由は、同年12月初旬に満州国国務総理から陸軍次官宛に送付された「共同国防費分担金の日本政府に対する繰入停止に関する件(案)」によれば、「別に一定標準に経費を満州国に於て共同防衛の目的達成の為盟邦国軍の要望する間接其軍用に寄与する施設整備又は其軍用に供すべき施設整備の為計上支出する」ためである。またその詳細は、(1)一定標準により算出した金額を共同国防施設費等として満州国予算に計上して分担する、(2)その総額は、毎年、前年度の満州国予算一般会計(借入金を除く)のうち、日本軍に間接的に寄与する施設および直接その軍用に共用する施設整備等の額を合して1割を標準とし、必要に応じ1割5分まで加算する、さらに時局緊急の場合に限り特別に詮議の上臨機増加することがある、(3)その金額は、予算編成期に関東軍と協議の上確定し、満州国の当該所管会計中に分別計上する<sup>19)</sup>、というものであった。ただし表7では、ここでいう「共同国防施設費」という科目では軍事費の新規計上は見当たらないので、おそらく1939(康徳6)年度からの陸軍費の膨張がこれを含むのであろう。但し詳細は『明細書』が入手できないので不明である。

## 5. 実業部

同部は、建国と同時に発足し(初代部長:張燕郷)、当初は農鉱司と工商司の2司体制であ

ったが、1937年7月の機構改革で産業部となり、さらに1940年の改革で興農部と改称された。それに伴い、産業部所轄の鉱山、鉱部の2司および水力電気建設局、特許発明局の2局を経済部に移管し、新たに農産、農政の2司と特産局を新設した<sup>20)</sup>。

いうまでもなく、実業部-経済部は、満州国の産業経済行政を担当する部局であるから、同部の経費支出の動向は、満州国がいつの時代に、どのような産業に行財政的な重点を置いていたのかを示している。

まず表8によって全体の配分を見よう。同部は比較的多くの外局と付属施設を抱えているために本部等の経費が多いが、それ以外では1935～36年度までは林業費と産業奨励・調査費しか目立った経費はない。そして37年度から農業、畜産関係費が増加し始め、39年度からは開拓費が巨額の計上をみて42年度にいたることになる。

さらに表9によってこれらの内訳をみると、林業費では森林費と国有林調査費、農業では農産物増殖費、灌漑施設費、水田造成費補助、畜産費では家畜防疫費が継続して計上されているほか、41年度からの急増は馬の増産関係費の計上による。

また同じく表9の産業奨励・調査費のうち、「産業奨励費」と「産業団体助成費」の推移を示したのが表10である。同表によれば、全体として金額が大きいのが農業団体助成費、すなわち興農合作社への補助と産金奨励費で、この両費が突出している。なお産業奨励費は41年度で廃止され、合作社への補助のみが残ることになる。こうしてみると、実業部-興農部は、産金奨励に3年間ほど幾許かの金をつぎ込んでいたが、その大部分を合作社への補助に投入していると考えられ、鉱工業関係は短期間の産金奨励を除いてほとんど重視されていなかった

18) 上同資料所収。

19) 「共同国防費分担金に関する件」(『昭和14年 満受大日記(密)第6号』所収)

20) 『満州国史』各論、12頁。

表 8 実業部 (概括)

(1,000円)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937
本部	430 (99.1)	1,193 (35.0)	1,803 (34.7)	1,020 (31.4)	2,155 (38.4)	2,689 (31.6)
綿花・生糸		90 (2.6)	10 (0.2)	4 (0.1)	45 (0.8)	42 (0.5)
農業			49 (0.9)	10 (0.3)	58 (1.0)	1,524 (17.9)
林業		133 (3.9)	699 (13.4)	608 (18.7)		
畜産		71 (2.1)	86 (1.7)	88 (2.7)	202 (3.6)	676 (7.9)
鉱工業		1,250 (36.7)	38 (0.7)	34 (1.0)	180 (3.2)	202 (2.4)
産業奨励調査費		553 (16.2)	2,106 (40.5)	1,277 (39.3)	2,679 (47.7)	2,899 (34.1)
開拓費						245 (2.9)
小計	430 (99.1)	3,290 (96.5)	4,791 (92.2)	3,041 (93.5)	5,319 (94.8)	8,277 (97.3)
その他とも計	434 (100.0)	3,410 (100.0)	5,199 (100.0)	3,253 (100.0)	5,611 (100.0)	8,508 (100.0)

	1938	1939	1940	1941	1942
本部	3,706 (30.8)	4,933 (23.6)	6,029 (13.8)	5,967 (8.5)	6,478 (8.1)
綿花・生糸	101 (0.8)	144 (0.7)	217 (0.5)	653 (0.9)	
農業	1,326 (11.0)	4,073 (19.5)	4,634 (10.6)	8,897 (12.7)	12,123 (15.2)
林業					
畜産	2,637 (21.9)	1,293 (6.2)	1,948 (4.4)	12,327 (17.6)	17,756 (22.2)
鉱工業	631 (5.2)	424 (2.0)	2,192 (5.0)		
産業奨励調査費	2,732 (22.7)	4,597 (22.0)	10,493 (24.0)	8,626 (12.3)	7,795 (9.7)
開拓費	635 (5.3)	5,045 (24.2)	17,922 (40.9)	33,250 (47.5)	34,985 (43.7)
小計	11,768 (97.7)	20,509 (98.2)	43,435 (99.2)	69,720 (99.7)	79,137 (98.9)
その他とも計	12,041 (100.0)	20,879 (100.0)	43,798 (100.0)	69,942 (100.0)	79,999 (100.0)

たことがわかる。

次にこうした農畜産に傾斜した経費の流れを、満州国の農業政策のあり方と関連付けて考察しよう。『満州国史』によれば、満州国農政は、1933年3月の「満州国経済建設要綱」に始まる初期、37年5月の「産業開発5ヵ年計画」を契機とする中期、そして42年11月の「戦時農産物集荷対策要綱」の公布によって本格的な戦時農政が展開される後期、の3期に区分される<sup>21)</sup>。

まず『経済建設要綱』は、農業開発政策として、(1)農産物の改良増殖、(2)畜産業、(3)林業、(4)水産物、(5)農業経営の改善、(6)各種農業施設の設置（農村組合制度・農業試験機関・家畜改良機関・獣疫研究機関・苗圃・模範林・気象施設・灌漑調査）、(7)土地調査などの各種事業に着手するとした。

このうち(1)の農産物の改良増殖については、

- (1) 農業経営の基幹である大豆、高粱、粟、玉蜀黍の品種改良と増殖を図る
- (2) 綿花は栽培面積30万町歩、繰綿年産1億5000万斤を目標とする
- (3) 小麦は栽培面積230万町歩、年産2000万石を目標とする
- (4) 煙草、麻類、落花生、胡麻、ホップ、甜菜、果樹、蔬菜等の栽培奨励、柞蚕の飼育奨励を実施する

の4点を挙げ、また(6)の農業関係の指導奨励機関では、表9によれば、「農事試験場」と「気象台」、及び「家畜防疫費」が33年度から発足していることがわかる。

このうち農事試験場は、国立農事試験場の他に、満鉄と北鉄の同様の施設を継承して、大豆、麻袋の原料としての洋麻（ケナフ）、蒙古牛、在来豚、牧草、りんごなどの品種改良をおこなった。

家畜の防疫に関しては、家畜改良の前提としての獣疫の防遏を最優先課題として位置付け、獣疫研究所の拡充、防疫所網の整備、獣医の養成に努めるとともに、特に被害が発生した場合

21) 以下農政の説明は、『満州国史』各論、647～664頁による。

表 9 實業部(產業部・興農部)(内訳)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942
本部及び外局・付属施設											
実業(産業・興農)本部	430	711	774	385	742	1,015	1,353	1,540	2,122	1,048	1,274
農事試験場		98	160	127	275	348	385	1,796	1,701	1,924	2,194
商標(特許発明)局		102	136	66	290	380	348	320	398		
漁業水産局		159	72	40							
気象台及び気象観測所		123	289	185	337	471	943				
鉱業監督署			221	135	254	224	191	187			
楕度局			151	82	184	192					
水産試験場					73	59		57	144	192	196
畜産局							429				
開拓総局								705	956	786	783
水産増殖場								41	51	48	48
中央農事訓練所								288	657	556	652
開拓研究所										715	788
馬政局										536	543
特産局										162	
計	430	1,193	1,803	1,020	2,155	2,689	3,706	4,933	6,029	5,967	6,478
綿花・生糸											
栽種棉花奨励金		90								90	
柞蚕糸検査費			10	4	9	13	73	79	111	299	
柞蚕種蠶場					36	29	28	65	106	264	
計		90	10	4	45	42	101	144	217	653	
農業関係費											
農産物病虫害予防及駆除費			49	10	58	81	69	103	126		
農産物増殖費						1,443	864	918	1,911	3,485	3,821
地力更生費							92	93	185	489	628
特産物輸出検査費							301	407	525		
実験農村助成費								30	57	50	
移民適地調査費								300		644	
中央農業訓練所用地買収費								633	5		
農産物生産費調査費								139	48		
特殊移民費								589			
鮮農移民指導費								42			
移民指導費								458			
土地改良調査費								361			
農産物生産量調査費									110		
農家経済調査費									33		
灌漑施設費									996	1,018	
優良農機具普及奨励費									24	79	612
農業理水指導監督費									64	57	57
特殊給水調査施設費									228	123	123
公主嶺農事試験場用地買収費									322		
農地改良費										500	2,818
水田造成費補助										2,000	
農産物輸出検査費										15	17
農業調査費										192	192
農産物病虫害防除費										200	700
農業土木技術員養成費										45	45
農村振興費											458
農産物集荷工作費											2,500
訓練所施設取買費											86
車両橋購入費補助											66
計			49	10	58	1,524	1,326	4,073	4,634	8,897	12,123
林業費											
森林費		399	245								
森林事務所		133									
国有林調査及運材施設費			300	247							
模範造林場				116							
計		133	699	608							
畜産費											
獣医養成所		41									
家畜防疫費		30	67	63	127	236	678	421	874	571	2,015
家畜検査所								48	149	132	137
種羊場			19	25							
種羊購買費						290	232	248	251		
綿羊改良場					75	150	362	427	509	412	516
種馬費							1,353			4,977	6,359
裝飾改善費							12			320	382
畜産技術員訓練所								126			
畜産調査費								23	23		
畜産奨励費											1,447
牧野設定改良費											105
種牛牧場									142	167	216
馬廠										349	378

表 9 実業部(産業部・興農部)(内訳)の続き

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942
馬事技術員養成所										104	114
馬事調査費										77	77
臨時種馬育成費										475	347
馬増殖費											3,238
馬疫防退費										1,115	1,415
馬産振興奨励費										3,388	195
民有種牡馬管理費											147
馬籍整備費										240	268
役馬購入費補助											400
計		71	86	88	202	676	2,637	1,293	1,948	12,327	17,756
<b>鉱工業費</b>											
満州探金会社出資金		1,250									
鉱産地図根三角点設置費				17							
鉱業権審査費			38	17	145	140	132	116			
鉱産地図根三角点設置費					35	62	54	52	52		
工鉱技術員養成訓練費							368	256	2,140		
選鉱研究費							77				
計		1,250	38	34	180	202	631	424	2,192		
<b>産業奨励・調査費</b>											
産業奨励費		95	1,050	655	1,204	1,411	1,016	3,292	9,630	946	
地方勸業費		378	144	99	228	233					
産業団体助成費							810	1,184	830	7,680	7,715
産業調査費		80	823	467	1,100	1,023	565				
産業技術員講習及養成費			89	56	147	232	341				
工業調査費								32	13		
遼河理水調査費								89			
資源調査費									20		
水産奨励費											80
計		553	2,106	1,277	2,679	2,899	2,732	4,597	10,493	8,626	7,795
<b>開拓費</b>											
招墾適地調査費						245					
満州拓殖委員会費分担金							45	45	55	55	55
臨時拓務費							590				
開拓青年義勇隊費補助								5,000	10,088	19,853	20,000
満州建設勸勞奉仕隊費									2,050	4,100	2,500
開拓民輸送費									2,023	4,195	4,370
開拓民助成費									606	2,298	3,145
開拓民適地調査費									656		870
特殊開拓民助成費									503	498	498
開拓研究所準備費									81		
開拓民共恤費									50	50	50
開拓指導員訓練所									26	307	446
開拓地給水調査費									112	96	96
内国開拓民助成特別会計繰入									1,672	1,307	1,769
江密峰開拓訓練所										20	33
江密峰開拓訓練所營農基金										10	
基幹開拓農民訓練所										174	194
訓練所施設買収費										84	
開拓農業伝習所											181
開拓女塾費										30	60
開拓指導員養成費										83	74
開拓協同組合費補助										90	194
開拓国防備施設費補助											350
満州移住協会費補助											100
計						245	635	5,045	17,922	33,250	34,985
<b>大連博覧会参加費</b>		23									
時憲書編纂費		12									
漁業処分費							14	12	12	10	10
商標調査処理費			35	15							
特許意匠臨時審査費							41	63			
度量衡法計量法施行費		71	118	125	138	72					
當給費								56	59	153	135
用地買収費										168	139
特別対策費											10
各項発還支出款	4	6	93	64	154	146	205	214	267	521	541
実業部(産業部)所管総計	434	3,410	5,199	3,253	5,611	8,508	12,041	20,879	43,798	69,942	79,999

影響が大きい炭疽病と牛疫については、汚染地区に定期的な予防注射を実施して発生を食い止めた。その効果があって、炭疽病について

は、1937年には被害頭数は1200頭まで減少した(満州全土での1936年度の牛の飼育頭数は170万頭)。要するに初期農政は試験場と家畜

表 10 実業部所管 産業奨励費・産業団体助成奨励費内訳 (1,000 円)

	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942
優良種苗及種畜普及費	70	292	189	257						
栽種綿花奨励費		174	184	335						
産業建設助員費補助	10	10		10						
電気協会費補助	15	15				5	5	5		
林業奨励費		53		25	25					
石油試験費補助		250	125	125	100		277	2,140		
満州特産中央会費補助		200				200	230	115		
日滿産業協会費補助		10								
博覧会費		41	61	120	82					
日本商工業視察団費		5								
模範農村助成費			25							
綿羊組合費補助			4							
煙草栽培奨励費				30						
農事施設費補助				55						
商工業助成費			59	165	232					
鉱業開発調査費		5								
農業団体助成費				29	781	595	826	385	7,000	7,185
畜産奨励費				60	104	10	102	192	641	
特産物輸出検査費補助					85					
産金奨励費						1,000	1,825	4,289		
鉱産資源調査助成費							1,000			
農業視察団体補助						6	6	7		
發明協会費補助						10	10	10		
柞蚕糸工業助成費							80	80		
満州種子配給協会補助							88		150	
日滿農政研究会補助							25	30	30	30
満州鉱業開発株式会社費補助								2,070		
代用粉生産事業助成費								200		
石炭液化研究所費								150		
満州糧石株式会社費補助								152	169	
工場移植費補助								272		
牧野改良設定費								77	76	
満州能率協会費								210		
野乾草増産改良費									58	
農産物検査所費									500	500
計	95	1,050	655	1,204	1,411	1,821	4,469	10,379	8,624	7,715

の防疫から始まるのである。

「要綱」に続いて満州国農政の画期となったのは、1937年度を初年度とする「満州産業開発5ヵ年計画」と同計画の発足を契機とする「農業政策審議会」の設置である。まず「5ヵ年計画」では、農業部門に1億3,000万円を投入して大豆、糧穀3品（高粱・粟・玉蜀黍）、米などあわせて15品目の増産を図るとしたが、同計画は日中戦争の勃発により38年5月に大幅な修正をうける。その要点は、(1)大豆の輸出増大による国際収支の改善、(2)高粱・粟の対華北食糧供給の増強、(3)対日家畜飼料としての玉蜀黍の供給増大、の三点を目標に、その他にも蕎麦、荏、落花生、柞蚕の増産が追加された。

農政審議会は、高岡熊雄、那須皓、橋本伝左右衛門など帝大教授、石黒忠篤、加藤完治などの農政官僚、満州国からは松島鑑農務司長などが委員となり、「農業政策大綱」を答申する。

この「大綱」では、地籍制度の確立、農事協同組合の設立、農村金融の拡充などの諸政策と並んで、農産物の改良増殖策として、小麦、米、綿花、ケナフ（麻袋）、亜麻、煙草栽培の奨励が挙げられている。

総じて満州国の農業政策は、建国期では大豆の他に普通作物（高粱・粟・玉蜀黍・米）と特用作物（綿花・麻・甜菜・煙草）などの多角的農業が志向されたが、日中戦争後は外貨獲得のための大豆増産と日滿支ブロックへの食糧供給へと転化するとされている<sup>22)</sup>。しかし財政支出を通じた奨励策としての農産物増殖費を示す表11では、当初は小麦と綿花が重視され、41年度からは甜菜、牧草、洋麻、なかでも甜菜は事業費総額の約半分を占めるようになる。裏を返

22) 山本有造「満洲国農業生産力の数量的研究」（『アジア経済』第38巻12号、1997年）。

表 11 農産物増殖費内訳 (1,000円)

	1937	1938	1939	1940	1941	1942
小麦	649	100	102	142	123	154
綿花	409	335	355	562	730	488
牧草	57	82	50	63	238	245
大豆	56				52	65
大麦	55	30	32	55	44	55
水稻	51	19	17	58	54	68
水燕	31	37	36	54	46	57
洋麻	30	5	5	9	298	384
亚麻	28	18	17	18	22	27
苧麻	21	14	22	31	28	35
烟草		1		18	19	19
甜菜		4	15	107	1,166	1,135
包米			26	63	47	55
柞蚕				30	34	127
陸稻				8	8	11
高粱					67	85
粟					24	32
線麻						224
蔬菜						25
事業費計	1,443	864	918	1,991	3,485	3,821

せば、大豆や玉蜀黍、粟にはほとんど経費は投入されなかったことを意味する。

最後に開拓費の動向を考察しよう。表 9 によれば、1939 年度には、実業部を改編した産業部に「開拓総局」、42 年度には「開拓研究所」が新設される<sup>23)</sup>。まず開拓総局は、1938 年に「未利用地開発要綱」が策定されたのをうけて、土地改良が可能と推定される 1500 万ヘクタールの湿地を 39 年度より 10 ヶ年で調査し、そのうち 750 万ヘクタールの土地造成を 20 年で行なう「土地造成 20 ヶ年計画」を発表した。

1940 年度以降の興農部期になると、移民・開拓費が膨大な新設費目となって計上される。そのうち額の大きい費目を拾うと、開拓青年義勇隊費補助、満州建設勤労奉仕隊、開拓民輔導費、開拓民助成特別会計繰入などであるが、開拓義勇隊費補助が太平洋戦争期の興農部経費の中核である。

開拓義勇隊は、日中戦争が勃発し、徴兵による成人募集によってその推進が困難になった「満州 100 万戸移住計画」を補完するために編成された。当時満州移民事業推進の中心となっ

ていた石黒忠篤、香坂昌康、大蔵公望らは、1937 年 11 月、「満蒙開拓者青少年義勇隊編成に関する建白書」を起草し、近衛首相に提出した。これをうけて拓務省は、38 年 1 月に「満州開拓青少年義勇隊募集要綱」を決定して直ちに募集を開始した。

1938 年 3 月、38 年度予算の執行を待たずに、第 1 陣 6,500 名の義勇隊が渡満し、伊拉哈と嫩江の大訓練所の建設に着手した。しかし、同年度のこれら 2 ヶ所を含む 4 ヶ所の大訓練所および満鉄自警村訓練所 10 ヶ所の収用予定人員は 3 万 2,000 名であったが、実際は 1 万 6,000 名に止まった。またこれらの訓練所の経営は満拓公社が担当した。

募集第 2 年度の翌 1939 年度は、前年度とほぼ同数の 3 万人の訓練生を募集したが、早くも日本での募集難に陥り実際の渡満人員は 8,600 名にすぎず、翌 40 年度も 3 万人の予定に対して 8,600 名が渡満したに過ぎなかった。結局最終年度である 1945 年度までの義勇隊総送出数は、茨城県内原の送出者名簿によれば 8 万 6,500 名となっていた。

渡満した義勇隊は、3 年間の現地訓練の後、義勇隊集団開拓団として移行入植することになっており、義勇隊編成初年度の 38 年度生は第 1 次開拓団として入植した。以後 45 年度までに 243 ヶ所で開拓団が結成されて、集団開拓団 422 ヶ所の半数に及んだ<sup>24)</sup>。

この義勇隊開拓団は、一般移民が太平洋戦争の兵力と労働力徴収で停滞する中、唯一実績を上げていた組織と評価されており<sup>25)</sup>、対ソ国境地帯に配備された義勇隊に対して、満州国は膨大な補助金の支出でこれに応えたのである。

その後の満州国政府の開拓政策は、1939 年 11 月に日満両国政府がとり決めた「満州開拓政策

23) 満州国の開拓政策は、「産業開発 5 ヶ年計画」「北辺振興計画」と並んで満州国の 3 大國策であるが、政策立案に対しては関東軍および陸軍省が主導権を握っていた(山室前掲論文, 103 頁)。

24) 『満州国史』各論, 833~835 頁。

25) 満州移民史研究会編『日本帝国主義下の満州移民』(龍溪書舎, 1976 年) 101 頁(浅田喬二執筆)。

表 12 財政部 (概括)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937
本 部	556 (2.2)	1,151 (4.6)	1,258 (5.3)	597 (5.5)	1,120 (4.4)	775 (2.8)
税 関	3,540 (14.1)	3,760 (15.2)	3,754 (15.8)	2,068 (19.1)	4,353 (17.2)	4,640 (16.8)
徴 税 費	6,955 (27.7)	5,318 (21.5)	5,819 (24.5)	3,040 (28.1)	6,050 (23.8)	7,093 (25.6)
国 債 利 息		5,517 (22.3)	7,651 (32.3)	2,427 (22.4)	8,709 (34.3)	
特別会計繰入						10,922 (39.4)
石炭平衡資金補給金						
小 計	11,051 (44.0)	15,746 (63.6)	18,482 (77.9)	8,132 (75.2)	20,232 (79.8)	23,430 (84.6)
その他とも計	25,120 (100.0)	24,772 (100.0)	23,722 (100.0)	10,820 (100.0)	25,368 (100.0)	27,693 (100.0)

	1938	1939	1940	1941	1942
本 部	998 (3.7)	1,094 (3.1)	1,407 (2.3)	2,347 (2.8)	2,535 (2.2)
税 関	4,719 (17.4)	5,198 (14.6)	5,879 (9.4)	5,866 (7.0)	5,870 (5.1)
徴 税 費	7,390 (27.3)	8,279 (23.2)	8,834 (14.2)	8,595 (10.2)	10,145 (8.8)
国 債 利 息					
特別会計繰入	8,206 (30.3)	15,055 (42.2)	39,652 (63.6)	43,470 (51.7)	50,549 (44.0)
石炭平衡資金補給金					20,000 (17.4)
小 計	21,313 (78.8)	29,626 (83.1)	55,772 (89.4)	60,278 (71.6)	89,099 (77.5)
その他とも計	27,051 (100.0)	35,672 (100.0)	62,390 (100.0)	84,155 (100.0)	114,894 (100.0)

表 13 財政部 (經濟部) (内訳)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942
財政 (経済) 本部	556	1,151	1,258	597	1,120	775	998	1,094	1,407	2,347	2,535
税関	3,540	3,760	3,754	2,068	4,353	4,640	4,719	5,198	5,879	5,866	5,870
内国税徴収費	6,955	5,318	5,819	3,040	6,050	7,093	7,390	8,279	8,834	8,595	10,145
福民債券 (彩票) 費	562	189	841	629	1,259	2,505	2,505	2,504	3,330	7,805	6,758
燐寸公売総局		66	58	22	44						
特許発明局										391	392
塩務署		1,624	831	1,590							
財務官支養成所					165	257	245	198	289	289	
楯度検定所						276	329	347	325	330	
取引所						37	39				
酢蚕繭維検査所									130	112	
外債償還基金繰入	13,386										
国債利息		5,517	7,651	2,427	8,709						
特別会計繰入						10,922	8,206	15,055	39,652	43,470	50,549
国債整理基金特別会計						9,488	5,286	7,072	9,446	22,915	33,947
投資特別会計						434	919	982	3,619	3,923	4,547
国債整理基金特別会計						1,000	2,000	7,000	16,237	16,631	12,054
鉄路国債特別会計									10,349		
満中銀株金納入		7,500									
金融合作社助成費		220	647	311	698	457	478	1,239	650	298	
地方金融改善費						128	109	91	73		
関東州警察協会援助金	100	99									
調査費			250	131	236	220	193	191	178	200	432
郵政包件特別取締費		328	212	80							
交付金			295	142	416						
鉱産地固根三角点設置費			99	48	146					63	63
塩務工作費				52							
塩務測量及塩灘台根調製費				34	4						
塩場船渠改修助成費					30						
処分費					30						
北滿鉄路接収費支払処理費				8		20	41				
北滿鉄路処理未済費										117	
臨時土地課税台帳整備費							121				
為替管理費					64	61	134	155	170	136	136
経済団体助成費							112	173	330	3,002	3,495
貿易振興費							30	30	30	25	50
度量衡法及計量法普及費							54	57	3	2	
度量衡器及計量器検定設備費							119	93	340		122
産業奨励費										7,177	7,253
工場移植費										171	429
技術員養成及訓練費										2,075	2,152
商工金融合作費補助											205
新地税制度整備費											1,555
石炭平衡資金補給金											20,000
営繕費								76	70	76	84
特別対策費											1
各項発款及欠損補填		279	179	62	125	216	723	216	216		434
各項支出款	20	345	664	330	494	487	539	599	669		1,494
財政部 (經濟部) 所管総計	25,120	24,772	23,722	10,820	25,368	27,693	27,051	35,672	62,390	84,155	114,894

表 14 交通部(概括)

(1,000円)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937
交通部	482 (30.9)	603 (27.8)	573 (16.6)	271 (10.5)	282 (6.9)	354 (6.9)
航空関係費		1,394 (64.3)	2,458 (71.3)	1,652 (64.0)	3,707 (90.1)	1,596 (31.0)
土木費						
気象調査費						
特別会計繰入						515 (10.0)
補助費	400 (25.6)					2,410 (46.8)
特別対策費						
小計	882 (56.5)	1,997 (92.1)	3,031 (87.9)	1,923 (74.5)	3,989 (97.0)	4,875 (94.7)
その他とも総計	1,561 (100.0)	2,169 (100.0)	3,448 (100.0)	2,581 (100.0)	4,114 (100.0)	5,146 (100.0)

	1938	1939	1940	1941	1942
交通部	733 (3.4)	814 (1.8)	1,264 (4.4)	1,109 (3.2)	1,164 (1.4)
航空関係費	2,152 (9.9)	13,804 (31.4)	2,683 (9.3)	2,822 (8.2)	3,748 (4.5)
土木費	15,178 (69.6)	22,375 (50.8)	14,260 (49.6)	13,324 (38.9)	21,331 (25.8)
気象調査費	(0.0)	1,399 (3.2)	2,383 (8.3)	2,310 (6.7)	2,481 (3.0)
特別会計繰入	550 (2.5)	1,275 (2.9)	1,357 (4.7)	249 (0.7)	200 (0.2)
補助費	2,614 (12.0)	2,559 (5.8)	3,062 (10.7)	8,071 (23.5)	8,499 (10.3)
特別対策費					39,680 (47.9)
小計	21,227 (97.4)	42,226 (96.0)	25,009 (87.0)	27,885 (81.3)	77,103 (93.1)
その他とも総計	21,797 (100.0)	44,006 (100.0)	28,741 (100.0)	34,279 (100.0)	82,814 (100.0)

基本要綱」を踏まえて、1940年5月に制定公布された「開拓団法」によって新たな段階を迎えた。すなわち、同法は集団開拓地においては「開拓団」という特殊法人の設立が認められ、「開拓団」は入植後5年を経過すれば、その経済的機能を新設の「開拓農業共同組合」(40年6月「開拓農業共同組合法」公布)に移行させると規定した。

さらに41年11月には「開拓農場法」が公布された。同法は、(1)土地私有制度の制限、(2)土地の永代世襲的確保、(3)家族勤労主義による自作農の設定、(4)部落共同体の確立を課題としていた。翌42年度には、同年度以降5年間に一般開拓民と義勇隊開拓民をあわせて22万戸、青少年義勇隊は13万人の移住を目標とする「満州開拓第2期計画」が発足した。

## 6. 財政部

表12をみよう。税関、そして税務署の費用である徴税費(徴税官の人件費)、および国債利息の支払いが大部分である。また同部の内訳を見るために表13を示した。37年度からの特別会計繰入は、そのほとんどが国債整理金会計

への繰入れであるから、この費目は国債の利息支払いと考えてよい。同会計は一般会計以外にも多数の特別会計から繰入金を受け入れて国債の元利償還をおこなっていたから<sup>26)</sup>、財政部は国債整理を重要な役割としていたと評価できる。また同部の外局としては、塩税徴収機関である塩務署、マッチ専売機関である公売総局、財務官吏養成所などがある。

太平洋戦争期に入ると、「石炭平衡資金補給金」が突如として2,000万円計上される。また国策金融関係費として、満中銀の株金納入と金融合作社の助成費が計上されているのが注目される。

## 7. 交通部

表14によると、交通部経費は1936年度までは、本部経費のほかには航空関係費が計上されているのみであったが、翌37年度以降は、補助費や土木、気象費などが登場する。

航空行政については、外局である航政局が航

26) 拙稿「満州国」特別会計予算の一考察(『経済学研究』(北海道大学)第48巻第3号,1999年),97頁。

表 15 交通部 (内訳)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942
交通本部	482	603	573	271	282	354	733	814	1,264	1,109	1,164
航空関係費											
航政局(航務局)		394	265	128	431	468	436	501	547	559	636
航政事業費			793	674	1,426	1,128	1,373	1,438	1,317	1,002	1,350
満州航空株式会社費補助		1,000	1,400	850	1,850						
航空無線通信費							143				
航空技術員委託養成費							200	500			
航空事業費								10,804			
航空所								561	819	1,261	1,762
計		1,394	2,458	1,652	3,707	1,596	2,152	13,804	2,683	2,822	3,748
郵政・電波事業費											
郵務国庫負担金	660										
放送設備費分担金		100									
放送設備維持費補助		60	60	30	100						
電話保証金退還費						142					
電政費								466	558	554	603
電信検閲費								62			
電波特別監視費								68			
特別放送聴取費								49			
電波監視機器設備費								238	94	148	74
電政業務費										143	143
電信監督費									104		
電波監督費									46		
放送監督費									36		
計	660	160	60	30	100	142		883	838	845	820
土木費											
特殊道路費							9,424	12,939			
地方土木費							5,569	9,010	13,070	12,266	19,130
特殊道路調査費							185	176	152		
一般道路調査費								250			
哈大道路建設費									127	131	
国防幹線道路建設費											2,000
都邑計画処理費									249	221	201
都邑土木事業費									662	716	
計							15,178	22,375	14,260	13,324	21,331
気象調査費											
気象台気象所								1,201	2,150	2,166	2,273
気象機器設備費								198	233	144	20
気象職員訓練所											78
気象研究所											110
計								1,399	2,383	2,310	2,481
特別会計繰入											
郵政特別会計繰入						515					
理水事業特別会計繰入							550			249	200
特別会計繰入								1,275	1,357		
計						515	550	1,275	1,357	249	200
その他											
補助費	400					2,410	2,614	2,559	3,062	8,071	8,499
吉林水道局補助金		5									
船舶建造費			272	607							
交通調査費						94	84	82	82	200	
水調査費							327	348	301	740	
満鮮国境河川改修調査費							50	49	45		
工業用水調査費									26	37	
遼興水路事業費											265
臨時船員養成所								65	77	76	79
防空施設調査研究費									82	56	
管籍費								97	49	89	45
調査その他各費											918
技術員養成費									2,008	1,956	798
特別対策費											39,680
各項支出款	4	7	35	19	25	33	245	214	2,392		2,783
交通部所管総計	1,561	2,169	3,448	2,581	4,114	5,146	21,797	44,006	28,741	34,279	82,814

空事業を担当し、表 15 のように、1932 年 9 月に「一業一社主義」の下に設立された特殊法人「満州航空株式会社」に対して、翌 33 年度から 36 年度まで補助金を支出した(37 年度か

らは補助費として支出)。「その他」の 42 年度の特別対策費の内容は不明であるが、おそらく軍事目的の道路事業だと推察される。

放送事業は、当面、満州電信電話株式会社

表 16 文教部(民生部) 概括

(1,000円)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937
文教(民生) 本部	267 (98.5)	493 (50.6)	626 (10.2)	305 (10.0)	547 (10.8)	555 (9.7)
中等学校費			3,272 (53.5)	1,427 (46.7)	2,560 (50.4)	3,055 (53.6)
教員養成		116 (11.9)	394 (6.4)	215 (7.0)	384 (7.6)	450 (7.9)
大 学						71 (1.2)
初等教育費国庫負担金 補 助 費		18 (1.8)	459 (7.5)	427 (14.0)	342 (6.7)	300 (5.3)
小 計	267 (98.5)	627 (64.3)	4,751 (77.7)	2,374 (77.7)	3,833 (75.4)	4,431 (77.8)
文教部(民生部)所管総計	271 (100.0)	975 (100.0)	6,114 (100.0)	3,055 (100.0)	5,081 (100.0)	5,697 (100.0)

	1938	1939	1940	1941	1942
文教(民生) 本部	903 (6.0)	1,124 (5.8)	1,428 (4.5)	1,346 (3.6)	1,441 (3.1)
中等学校費	3,435 (23.0)	4,848 (25.2)	4,717 (14.8)	5,325 (14.3)	
教員養成	582 (3.9)	914 (4.8)	2572 (8.1)	2637 (7.1)	2704 (5.9)
大 学	317 (2.1)	2,322 (12.1)	3,732 (11.7)	4,195 (11.3)	3,767 (8.2)
初等教育費国庫負担金 補 助 費	6,005 (40.2)	7,025 (36.5)	4,160 (13.0)	5,139 (13.8)	7,042 (15.4)
小 計	11,242 (75.2)	16,233 (84.4)	27,293 (85.5)	33,322 (89.5)	32,140 (70.1)
文教部(民生部)所管総計	14,941 (100.0)	19,225 (100.0)	31,925 (100.0)	37,246 (100.0)	45,837 (100.0)

(1933年9月設立)によって統一運営された。満州電電は、設立とともに満州国及び関東州内の電信電話並びに放送事業を統合し、奉天、新京の各放送局から短波による満州事情の紹介やニュースを発信した他、翌34年11月からは新京放送局から100KWの長波大電力を使用して満州語による宣伝工作を行ない、36年11月からは日本語放送をも実施した。これらのラジオ放送は、新京からの放送開始時点では、聴取料金を月額1円に設定していたが、その収入は番組制作を行なうにはあまりにも少額であったので、36年11月から広告放送を実施して収入を図った。さらに37年以降は、牡丹江、承德、安東、延吉、斎斎哈爾、佳木斯など地方に続々と放送局が開局した。同表の「放送設備維持費補助」は、新京放送局など既設放送局に対する設備補助である。これらの放送事業と並んで、交通部は電波の管理業務も任務とした。

38年度以降次第にその比率を下げるとはいえず交通部の予算としては最大費目である土木費は、特殊道路、すなわち治安対策としての道路工事費と地方土木費が大きい。要するに交通部の役割は道路建設と満州航空への補助であった。

## 8. 文教部—民生部

文教部は、1932年3月9日の官制によって設置された各中央官庁よりも少し遅れて同年7月に総務庁より分離独立したが(初代同部総長は鄭孝胥國務総理が兼任)、37年7月の省庁再編で廃止されて教育行政は新設の民生部の所管となった。民生部は、従来民政部、文教部、蒙政部の各部に分担されていた教育、保健、衛生、労務、宗教など国民生活に関係する各分野の行政を統合して発足した。そのうち学校教育、学芸、教科書の編纂関係は教育司が掌理した。さらにこの民生部教育司は、1943年4月に再び文教部として独立した。

表16とその内訳を示す表17によって同部経費を見渡すと、本部経費、中等学校費、教員養成学校費、大学費、その他学校費、初等教育をはじめとする補助費、社会教育費、衛生費、労務費などが主要な項目である。また1938年度から大学を中心とする高等教育費の新設が多く見られてひとつの画期となっているが、これは37年5月の新学制の公布(翌38年1月施行)による。以下同表を新学制発布以前とそれ以後に区分して、それぞれの経費の特徴を論じることとする。

表 17 文教部(民生部) 内訳

(1,000円)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942
文教(民生)本部	267	493	626	305	547	555	903	1,124	1,428	1,346	1,441
中等学校費			3,272	1,427	2,560	3,055	3,435	4,848	4,717	5,325	
教員養成											
高等師範学校		52	307	159	283	337			26		
教員講習所		64	87	56	101	113	21				
吉林師道高等学校							367	462	536	472	475
地方師道訓練所							194	296	431	270	
中央師道訓練所								156	282		269
師道学校									1,297	1,895	1,960
計		116	394	215	384	450	582	914	2,572	2,637	2,704
大学											
奉天農業大学							255	269	331		
北滿農業大学									94		
国立農業大学										590	
哈爾濱工業大学							234	374	454		
国立工業大学										1,640	
新京医学校(新京医科大学)						71	83	150	260		
ハルビン医科大学									197		
国立医科大学										682	
佳木斯医科大学									77		
新京法政大学								206	244	267	
新京産産医大									112		
国立大学新京工鋳技術院								446	695		
国立大学奉天工鋳技術院								216	372		
国立大学ハルビン学院									321	331	
大学その他整備費								930	1,000	685	3,767
計						71	317	2,322	3,732	4,195	3,767
その他学校											
農業専修学校			86	68							
高等農業学校					120	152					
高等工業学校						156					
本溪湖工業実習所								62	69	67	67
文化研究院					71	98	93				
開拓医学院									101	119	108
興安学院							62	82	101	110	129
興安医学院											19
計			86	68	191	406	155	144	271	323	323
初等教育費国庫負担金									4,160	5,139	7,042
補助費		18	459	427	342	300	6,005	7,025	10,684	14,680	17,186
その他											
技術員養成費							319				
大学及技術員養成所整備費							646				
補習教育費						11					
講習会費		14								38	73
教科書編纂費			26	34	44	48	144	167	229	200	196
臨時教師養成費							43	168	163	137	163
教員及語学講習費					37	37					
専門学校整備費					86	142					
図書館		52	56	20	40						
社会教育費			72	43	80	81	38	28	29	26	26
中央博物館			44	25				136	133	148	182
地方文化機関費補給金			158	74	134	108					
留学費		228	319	174	369	341	323	329	326	265	265
留学生予備校							35	41	53	43	46
衛生技術廠							270				
伝染病予防費							293	346	495	470	436
癩瘡養所							31	43	65	77	68
衛生費							482	592	723	805	852
体育衛生費							66	65	74	124	
厚生助成費									23		38
学芸振興費									272	38	
祀孔費		2									
清朝実録及刻絲印刷費			40	114	120						
熱河古跡特別調査費				23	21	14					
調査費							92	118	174	211	217
軍事救護費							232	381	656	84	337
労務費											177
地方労務費補給金											1,204
營繕費										36	56
特別対策費											404
教育視察及各種調査費					16						
各項支出款	3	52	121	59	110	43	90		506	710	1,172
文教部(民生部) 所管総計	271	975	6,114	3,055	5,081	5,697	14,941	19,225	31,925	37,246	45,837

文教部発足当初では、本部経費の他には、「高等師範学校」「教員講習所」などの教員養成施設費と、「農業専修学校」などの専門教育費が比較的早期に計上されている。そのうち前者は、「師範教育令」に基き1934年9月に吉林に設置され、高級中学校卒業程度の者を対象に教員養成課程を置き、就業年限は4年とした。また同校は新学制の施行とともに「師道高等学校」となった。

その他学制公布以前に金額が大きい科目として、「中等学校費」が挙げられる。中等学校は、建国当初は、省立、県旗立、及び私立があり、そのうち県旗立中学校は、1934年1月の省地方費制度の導入とともに一律に省に移管されてその人件費は国庫負担となった<sup>27)</sup>(表6)。

前述のように、1937年5月2日、満州国は、新学制すなわち学事通則、国民学校ほか9種の学校令を、10月10日には国民学校規定をそれぞれ公布し、翌38年1月1日から施行した。また37年12月の日本の治外法権撤廃及び満鉄付属地行政権の満州国への移譲に伴い、日本人と旧満鉄付属地の朝鮮人以外を対象とする教育機関はすべて満州国に移管された。すなわち、従来満鉄で経営した12の公学校、朝鮮咸鏡北道立普通学校6校、旧付属地14校普通学校を除く民間経営の朝鮮人教育機関がその対象となった。

新学制では、まず学校令によって新教育体系を定めた。すなわち、初等教育として国民学校4年、国民優級学校2年、中等教育として男女別の国民高等学校4年、高等教育として大学を3年ないし4年制とした。またこうした一般の学校制度と並行して教員養成制度も同時に設置をみた。中等教育機関として師道学校(国民高等学校3年終了後2年)と女子国民高等学校師道科(国民高等学校卒業後1年)と職業学校(2年あるいは3年)、高等教育とし

表18 外交部 (1,000円)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937
外交本部	441	715	782	358	717	728
在外大使館	142	287	410	233	434	497
北滿特派員公署	80	92				
旅券査証返		102				
通商宣伝費			110	75	156	
通商振興及海外調査宣伝費						129
聘用外人支出各費			195	72	138	26
交渉会議費		42	40	15	27	25
補助費			7	203	23	
留日学生会館費補助						25
滿蒙国境実地踏査費						20
臨時外交機関設置費						35
大使館員臨時増置費						43
在勤加俸臨時増給費						47
各項支出款	2		33	16	34	36
外交部所管總計	666	1,245	1,579	974	1,529	1,616

ては、師道高等学校(のちに師道大学)である。

こうした学制を前提にして教育費の負担区分はどのように変化したのか。学制公布以前は、初等教育は省、市県旗、街村の負担であったが、以後は省の負担がなくなり、特別市、市県旗、街村あるいは学校組合、教育組合が各学校の設置主体となった。中等教育費は37年度以降省地方費負担を原則とし、教職員の人件費を全額、営繕費と臨時費の一部を国庫負担、高等教育費は経費全額を国庫負担とした。要するに初等教育は地方財政、中等、高等教育は中央財政の負担としたのである。

総じて文教部予算でみた満州国における教育は、まず中等学校と高等師範学校から始まって、各種の職業学校へと広がっていき、大学教育費が1937年度以降に計上されることになる。

## 9. 外交部

1932年3月9日、満州国は外交部官制によって同部を設置し(総長は謝介石)、総務、通商、政務の4司を置いた(後に宣化司を増置)。そのうち政務司には、アジア、欧米、ロシアの3科があった。

同年9月の日滿議定書の調印によって日本は満州国を承認し、翌33年4月には満州国の駐日公使館が東京に開設された(初代公使は丁士源)。また議定書締結の1ヶ月前の32年8月には、関東軍司令官武藤信義が駐満全權大使

27) 『満州国史』各論、1095頁。

表 19 司法部

(1,000円)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942
司法本部	387	483	545	268	522	601	733	792	872	842	875
法務費	1,228	2,401	4,945	2,616	5,598	6,142	7,495	8,306	9,174	9,139	9,309
検察費	839	1,293									
刑務費	641	1,406	2,070	1,523	3,166						
裁判及登記費			158	110							
司法部法学校			136	99	195	216	198	117			244
監獄特別会計繰入						1,725	2,101	2,535	2,535	2,636	2,636
司法法規編纂費			141	76	153	133					
地方司法機関改変準備費				30	60						
旧慣調査費									27	24	24
特別治安庭費											175
営繕費								41	27	33	35
司法職員訓練所									278	244	
特別対策費											1
各項支出款	12	12	185	94	189	204	267	346	447	759	770
司法部所管総計	3,108	5,595	8,180	4,816	9,883	9,996	11,540	12,450	13,363	13,680	14,071

として赴任し、満州国における日本の大使館業務を開始した。さらに満州国の領事館は、34年11月の新義州を嚆矢として、同年12月門司、37年4月京城、5月大阪、38年新潟、41年大阪、42年函館と順次開設をみた。

こうした外交活動の開始に伴って、満州国は1934年11月には商務参事官を大阪に駐在させ、翌12月には商務館弁公処を開設、日満間の通商貿易の増進を図ったが、翌35年6月に公使館が大使館に昇格したため、その中の経済処に統合した。また35年2月には駐日公使館に学務処を付設し、満州国からの留学生の指導監督に努めた。こうして満州国の対日外交活動は通商貿易と教育から始まるのである。

表18の外交部歳出は、本部経費と以上のような外交活動に伴う在外公館の経費が大部分であり、その他では通商宣伝費と機関増設費が目立つ程度である。

ところで外交部は、37年で廃止されて翌38年度からは総務庁の内局で「単なる事務処理機関としての外務局」に整理格下げされる。すなわち、「対日外交が一外交部大臣では処理困難であること、また情報、調査関係や若干の対欧通商関係を除いて事務量が少なくなった<sup>28)</sup>」こ

とが機構縮小の理由とされた。そしてこうした措置に対応して、予算額も1937年度には160万円ほどであったが、外務局になると50万～85万円と半減してしまう(表2)。つまり満州国では本来の外交活動が次第に消極化していくことが予算表からも読み取れる。

## 10. 司法部

司法部も1932年3月の満州国の成立と同時に発足したが、本格的な活動は34年に日本の司法省との提携関係が確立されて以降となった。

司法部開設当初は、総長(初代:馮涵清)の下、総務、法務、行刑の3司、及び法令審議委員会・予算整理委員会の2委員会体制をとっていた。また建国当初の司法制度は、三級三審制を採用し、最高法院(最高裁判所)、高等法院、地方法院及び地方分庭があり、さらにそれまで法院に付属していた検察庁を独立させた。ただし、建国後に新たに設置されたのは新京の最高法院と最高検察庁だけで、その他の司法機関は旧軍閥政権の制度をそのまま継承した。

その後司法部は、日本から裁判官や学者を招聘して各種法制の立案を開始し、1936年1月には日本の裁判所構成法を模した「法院組織

28) 『満州国史』各論、368頁。

法」が、37年になると1月に刑法、3月に刑事訴訟法、5月手形法、小切手法、6月に民法（親族相続法編を除く）、商人法、会社法、運送法、倉庫法等の商事関係法規、民事訴訟法、強制執行法などが相次いで公布された。満州国の司法制度は、1937年12月の治外法権撤廃の前後に区分される。

表19では、本部費と法院（裁判所）の人件費を中心とする「法務費」、および刑務所費である「刑務費」が三本柱となっている。

法学校とは、司法部によって設置された、いわゆる「満系」司法官の養成学校で、30歳以上の男子を対象とする全寮制をとり、授業料、寮費その他一切国費負担となっていた。なおこの法学校は、38年12月には文教部所管の新京法政大学に改組された。

1937年12月、満州国は監獄法を施行して監獄特別会計を新たに設置した。同会計は租税ではなく囚人の作業収益によって監獄の歳出を賄うと規定し、表19では同会計への繰入は法務費に次ぐ金額となっている。また同会計の下で、奉天第二監獄（外国人監獄）は花王石炭と協力して満州最大の石炭製造施設となり、哈爾濱監獄では製材、木工作業を通じて収益向上に寄与した。

ところで、満州国は建国の事情から、反満抗日運動の鎮圧を最大の課題にしてきたが、司法部は治外法権撤廃までは各種の立法作業に追われ、独自の司法警察制度を確立する余裕はなかった。しかし、こうした法制度が一応形式を整えれば、反日抗争は軍警の恣意ではなく、法律によって処罰されねばならなくなる。

満州国では1932年9月公布の「暫行懲治叛徒法」（「叛徒」とは思想犯の意）あるいは「暫行懲治盜匪法」（「盜匪」とはいわゆる「馬賊」の意）という法律によって抗日武装集団の活動を取締まっていた。

ところが、実際にはこうした取締が実績を上げ、刑事事件として処理されているにもかかわらず、治安部警務司から司法当局に報告される

件数は極めて少なかった。換言すれば、現場の軍警によって、上記の2法では緊急措置としてのみ認められている「臨陣格殺」が日常におこなわれていたことを意味する。警察にとつてゲリラは「犯罪者」ではなく「敵」であった。

治外法権撤廃以前の満州国の司法警察権は、満州国警察官の他、日本軍憲兵、満州国軍憲兵、日本領事館警察が担当し、これらの組織を統率するために「警務統制委員会」が組織され、日本軍憲兵が配属されていた。

法権撤廃とともに、1937年11月の張景恵國務総理と植田謙吉関東軍司令官兼駐満特命全權大使との交換公文によって、「日本軍軍事警察機関は、満州国の法権下にある者に対しては、満州国の法令によって軍事、司法、行政の各警察権を行使できる」と規定した他、「日満両国は満州国での防諜、思想対策、軍事警察で協力する場合は、日本側が業務を統制し指示をすることができる」とした。つまり関東軍憲兵の専制が確立され、満州国の司法機関はほとんどその役割を果たしていないといつてよいのが実態であった。

こうした事態に対して、抗日運動の鎮圧と処罰に迅速性を持たせるために、1938年5月、治安関係事件を専門に処理する機関として「治安庭」を最高法院と高等法院に新設して事件の審理を早めることとした。さらに41年8月には、高等法院に「特別治安庭」を設置して事件の迅速処理を期した<sup>29)</sup>。

#### まとめ

1937年7月に治外法権が撤廃され、満州国は政府組織である國務院をそれまでの8部体制を6部体制にする機構改革をおこなった。國務院の中心はいうまでもなく総務庁であ

29) 以上、司法部に関する説明は、『満州国史』各論、第6編による。

り、1938年度以降、同庁経費は地方行政費、すなわち地方官吏の俸給を支弁しながら急速に膨張していく。総務庁経費は総じて地方財政を支える役割を演じたのである。さらに37年12月には「地方財政調整資金特別会計」が設置され、同会計への繰入金も多額にのぼった。

それまでの地方行政費は民政部が所轄した。同部は日本の内務省に相当して地方行政と警察費を支出した。

満州国はその性格上、軍事＝警察国家とならざるを得ず、軍政部－治安部がその役割を担った。同部費は、年々顕著な膨張をみせ、1942年度予算は2億3,600万円と総務庁予算に匹敵している。内容は陸海軍費と討伐・警察費が大部分であるが、38年度から鉄道警備費が登場してこれら軍事・警察費と比較しても決して無視できない比率を占めるようになる。

経済関係費を担うのが実業部－産業部－興農部である。同費は、当初は農業試験機関費が主

であったが、産業開発5ヵ年計画以降、獣疫予防や馬政関係費が増加し、40年度以降は興農合作社への補助とともに開拓諸費、とりわけ青年義勇隊への補助が圧倒的になる。同部費の推移を見る限りでは、一般会計資金を投じた産業政策としてはこれといって特別なものはなかったと評価してよいであろう。満州国の重化学工業化を支えた財政資金は特別会計によって投入されているのである。その他、財政部は税関、徴税、国債の利子支払、交通部は航空、放送設備を、文教部は中等学校、教員養成、大学を、司法部は司法行政と監獄会計への繰入れを担当した。外交部は37年の機構改革で廃止され、総務庁の外局に編入された。

満州国の一般会計は軍事＝警察費と地方財政関係費が主体であり、統治末期になると開拓関係費が巨額になる。そのことは同国の侵略性を再確認するのに十分であろう。